

第2章

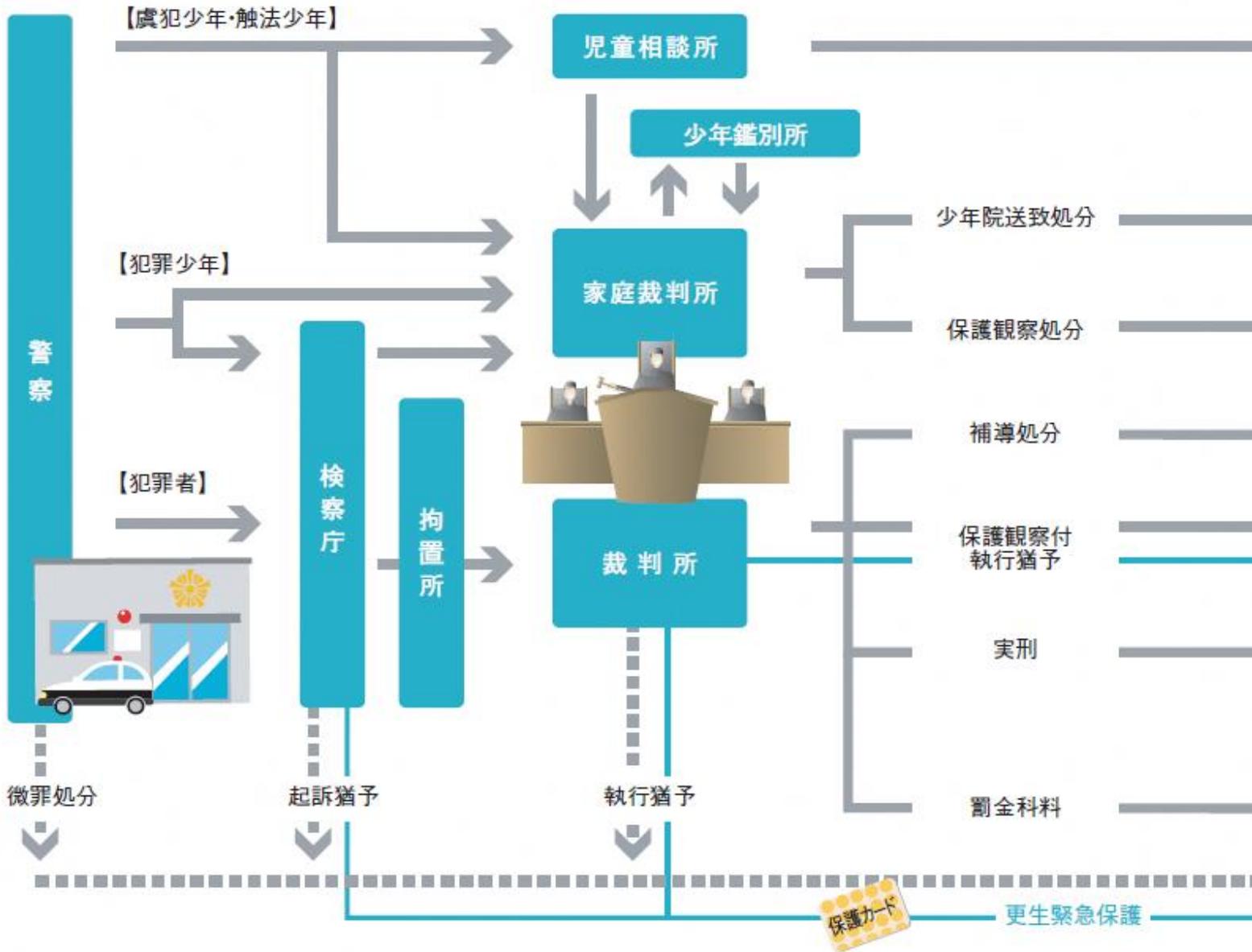
被疑者・被告人に 対する入口支援の モデル事例

この章では、モデル事業を通して実際に支援を行ったケースを元に得られた知見を、フィクションとして組み立てた7つのストーリーに沿って紹介します。

また、入口支援に関する疑問を解決する「再犯防止・社会復帰支援Q&A」、「再犯防止と福祉の領域の接点に関するコラム」も収録しています。

刑事司法の流れについて

(一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会発行『実践ハンドブック』より)



point 1 非行少年の処遇

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した非行や被害の程度に加え、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇が行われるのが大きな特徴です。

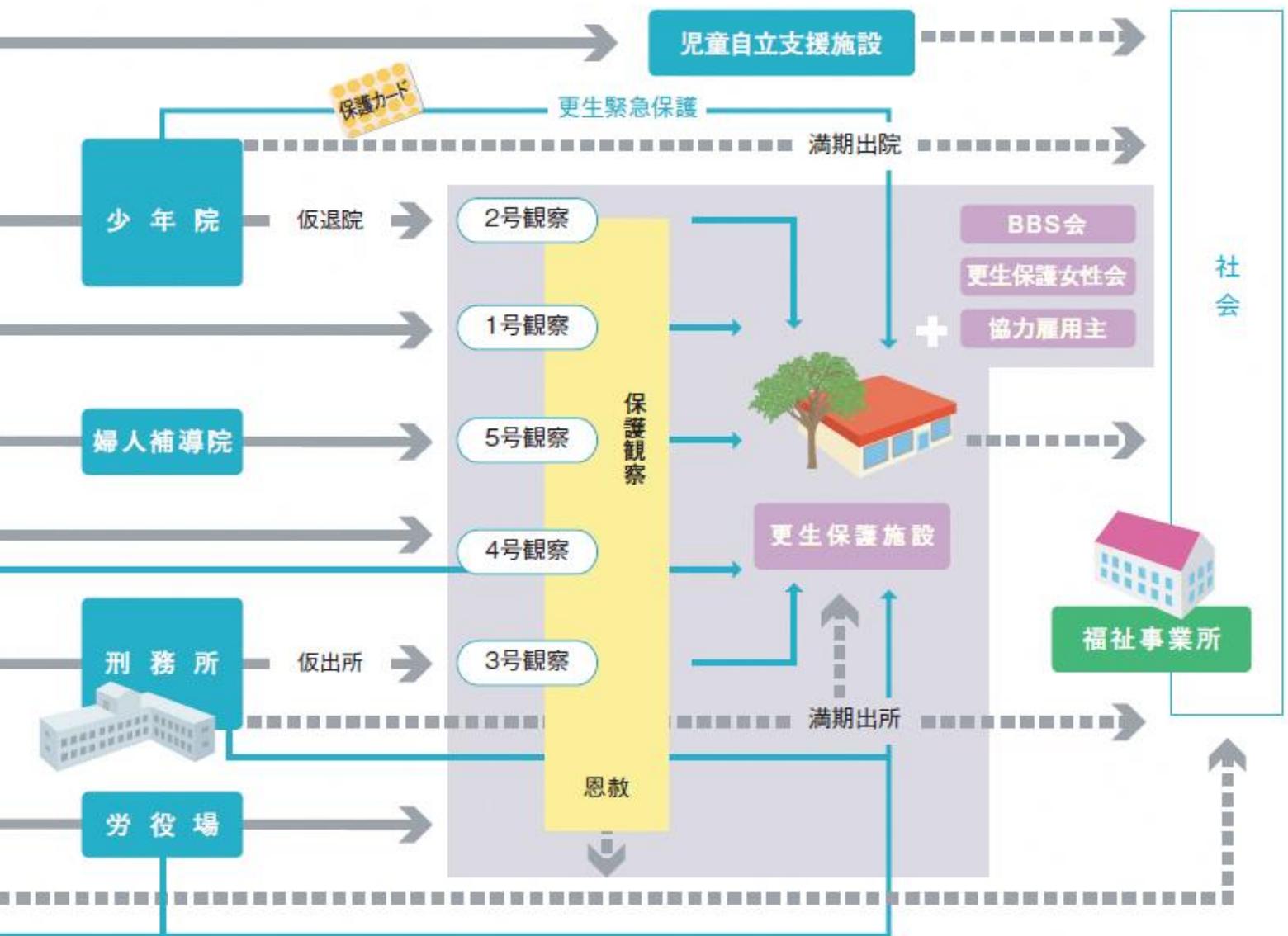
非行少年は少年法に基づき14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれます。

非行少年は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合には少年院へ送致されます。また、不良行為やそのおそれのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58か所設置されています。（平成20年10月現在）

point 2 保護観察制度

犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営ませながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導援助を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間



point 3 更生緊急保護・保護カード

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に6か月を超えない範囲内において行うことができることとされています。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カ

ード」が交付されます。カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

更生緊急保護の対象者	
1	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
2	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
3	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
4	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
5	訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
6	罰金又は料金の言渡しを受けた者
7	労役場から出場し、又は仮出場を許された者
8	少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く)

目次

1	CASE 1	戸籍がない高齢のホームレス女性による窃盗事件	1
2	CASE 2	無職の男性による父親への傷害（家庭内暴力）事件	7
3	CASE 3	アルコール依存がある男性による公然わいせつ事件	13
4	CASE 4	高齢者施設入居中の男性による施設職員への傷害事件	19
5	CASE 5	高齢の父と二人暮らしをしていた長男による父への傷害事件	25
6	CASE 6	高齢男性による偽計業務妨害（迷惑電話）事件	31
7	CASE 7	薬物依存の男性に対して行った、断薬のための支援事例	37
8	再犯防止・社会復帰支援Q&A	43	
9	再犯防止と福祉の領域の接点に関するコラム	53	

登場人物



【質問する人】福岡さん

地方自治体の職員として働きはじめて1年目。地域福祉担当。
介護サービスを利用している祖母や、身体障がいを持つ知人がいることもあり、以前から福祉には興味があり、勉強も続けているが、罪を犯した人を福祉で支援することについては、疑問を感じたり、わからないことが多いと感じている。



【答える人】博多さん

社会福祉士資格を取得して約20年。
これまでは、主として高齢者施設の相談員や、ケアマネージャーとして仕事をしてきたが、勤務している社会福祉法人が地域生活定着支援センターを受託していることもあり、いわゆる刑余者を支援することも多くなった。
最近では、「入口支援」の重要性を感じ、社会福祉士会や弁護士会などが主催する勉強会にも積極的に参加している。

CASE 1

戸籍がない高齢の
ホームレス女性による
窃盗事件

CASE 【高齢】【ホームレス】／窃盗

1

家出や失踪を繰り返し、その後内縁の夫宅において生活。内夫が死亡したことを契機に、ホームレスとなった無戸籍の80代の女性Aさんの事例



生活歴や事件の背景、概要など

中学を卒業した後、就職して単身生活していたが、長続きせず、再び実家に戻る。その後は生活が安定せず、家出を繰り返し、路上生活を送るなどしていた。

約20年前までは内縁の夫宅で生活していたが、その夫が死亡した後、再び駅周辺で路上生活を送るようになる。その間、相続を機に兄弟が失踪宣告をしたため、戸籍が除籍されていた。

○年×日、ショッピングモールで惣菜や酒を盗んで逮捕され、起訴猶予処分となる。

予め社会福祉アドバイザーや立ち直りサポートセンターの支援を得て、保護観察所へ更生緊急保護の申出をしたことにより、自立準備ホームに入所予定となった。しかし、釈放時、「(路上生活の)仲間に挨拶していない」などと話し、即日の入所を突然拒否した。週明けに再び保護観察所に出向くよう約束したが、その当日、公衆電話から「入所はしない」と連絡があり、その後行方がわからなくなり、支援を一時中断することとなった。その数か月後、再びスーパーで菓子を盗んだとして逮捕されたが、1度目の関わりもあったため、再び立ち直りサポートセンターが関与することとなった。



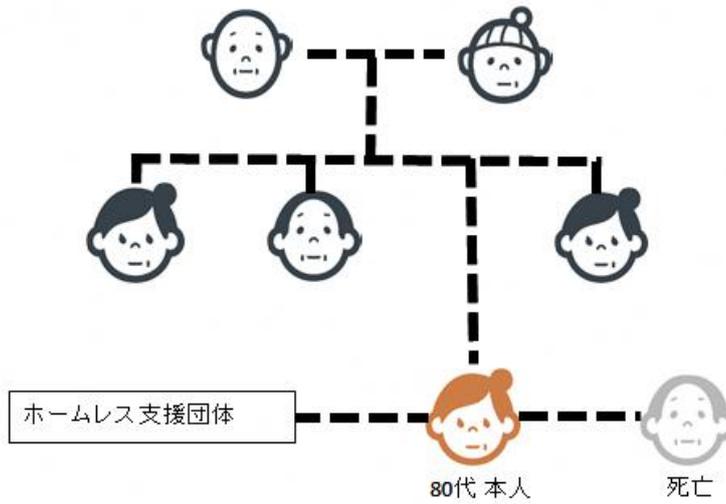
立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 1度目は、本人の意思により支援を拒否されたが、2度目（再犯後）の支援については、逮捕・起訴に関する情報が入手できたため、立ち直りサポートセンターによる支援開始（再開）を早期に決定し、公判中（罰金判決の予定）に、あらかじめ関係機関等との間で情報共有や釈放後の支援についての検討ができた。
- ✓ 2度目の支援においては弁護士とともに拘置所へ面会に行くなど事前に打合わせし、本人のなじみのある駅周辺での居宅生活を目指して支援することとした。
- ✓ 今回は公判請求されたが、罰金刑で釈放されることとなったため、釈放当日には弁護士と立ち直りサポートセンターが拘置所へ出迎えにいき、そのまま市役所へ向かって生活保護を相談・申請した。
- ✓ 当面は無料低額宿泊施設への入所を経て居宅生活を考えたが、短期間とはいえ集団生活に難色を示したため、入居見込みとして生活保護を受けることになった。
- ✓ 戸籍の復籍に関しては、法テラスの民事法律扶助を利用して手続きを行い、失踪宣告取り消しの審判を受けることができた。

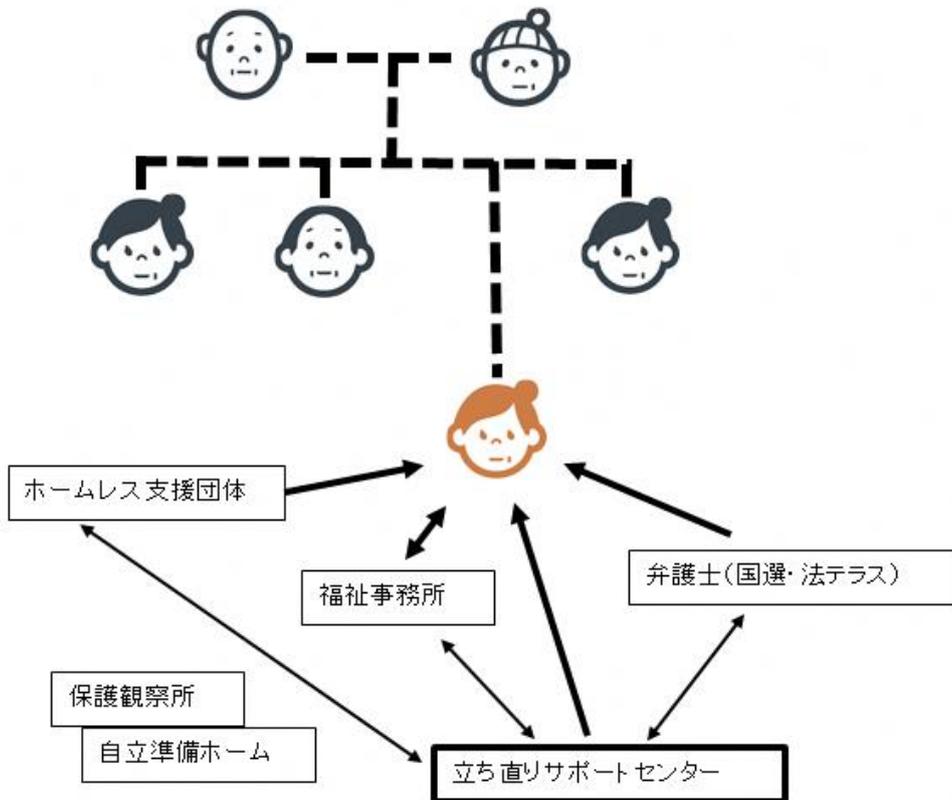


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後





これはもともと検察庁の入口支援ですね。同様のことが繰り返されたわけなんですね。



そうそう、1回目の事件は、ショッピングモールで惣菜や酒などを盗んで逮捕されて、起訴猶予となったんだ。

だけど、その数か月後、またスーパーで菓子などを盗んで逮捕されたんだ。結局、罰金刑を受け釈放となったんだよ。



一度逮捕されて、また逮捕されたんですね？
これまでどんな生活をされていたんですか？



中学を卒業した後、いったんは就職したけど長続きしなくて、実家にいたり知人宅を泊まり歩いたりしていたんだ。その後、約20年くらいは内縁の夫宅で生活していたんだけど、内夫が亡くなってから、また駅付近で路上生活をするようになったようなんだ。両親も亡くなって、兄弟たちとも疎遠になっているんだ。



ずっと路上生活してきたんですね。
2度の事件の釈放後立直りサポートセンターはどんな支援をしてきたんですか？



まず、1度目は検察庁が社会福祉アドバイザー（※1）の派遣を依頼したんだ。釈放前に、検察庁で本人と面談を行ってAさんの意思を確認したうえで、釈放後一時的な住まいを確保するため、保護観察所に同行したんだ。そして更生緊急保護（※2）の申出を行い、自立準備ホーム（※3）に行ったんだけど、「仲間に挨拶に行きたい」と言って、すぐに住むことを嫌がったんだ。そのあとAさん本人から電話はあったけど、「入所はしない」と伝言を残したきり、音信が途絶えていたんだ。

※1 社会福祉アドバイザー 検察庁からの派遣依頼により被疑者等へ支援を行う。

※2 更生緊急保護 保護観察所が保護観察に付されない執行猶予者等へ援護や保護等を行うこと。

※3 自立準備ホーム 保護観察や更生緊急保護対象者へ提供されるアパート等のこと。



それから数か月して、Aさんが窃盗で再度逮捕されたと、検察庁の刑事政策推進室（※4）から連絡があって支援が再開されたんだよ。

2回目は、まず、担当の弁護士と連絡をとって、拘留所で面会したよ。その後に弁護士と話し合い、自立準備ホームがあるA市よりも、なじみのあるB市で生活することが良いのではないかということになって、釈放後すぐ、Bの市役所に生活保護の相談・申請に行き、無料低額宿泊施設（以下、施設）に入所して、居宅生活を目指すことになったよ。

1度目の支援の振り返りで、2度目の支援の方向性が検討できたんです



そうそう、Aさんにとっても、2回逮捕され、また支援を受けられるとは思っていなかったみたい。また同じ人物が現れたもんだからAさん自身もびっくりしていたと思うよ。

ただ2回目も釈放時に出迎えに行き、生活保護の申請も弁護士が同行して、どうにか支給決定まで持ち込んだんだけど、本人は規則等を嫌がり施設への入居を拒んでいるんだ。

また施設を定住先としてはいるんだけど、なかなか住み着くことができていないんだ。保護費の支給日には市役所に受け取りに行っているみたいだけど。



長年、ある意味自由な生活を送られてきたんだから、施設にいきなりといっても本人も当然嫌がられますね。



ただ少しずつ態度は軟化してきて、今後も関係機関で情報を共有しながら、根気強く居宅生活へ移行させていきたいと考えているよ。

また、家族が失踪宣告したため無戸籍の状態だったけど、法テラスの民事法律扶助制度を利用し、戸籍の復籍を目指しているよ。

施設への入所は嫌みたいだけど、それでも人との交流を好み、本人なりに約束を守るなど、支援者との関係構築もできつつあるよ。関係機関で情報共有、役割分担しながらの伴走的な支援が必要な事例だったと思ったよ。



※4 刑事政策推進室 福岡地方検察庁の再犯防止・社会復帰支援業務を行う部署。各種情報収集や関係機関との連絡・調整等を行う。全国の地方検察庁に同様の室（班）が設置されている。

【事例の振り返り】

無戸籍のホームレスの女性（高齢者）の事例です。

親族等との関係については不明ですが、長年、ホームレス状態にあった方で事件としては万引き（窃盗）の事例です。検察庁において社会復帰支援の対象者として判断され、社会福祉アドバイザーによる助言の下、更生緊急保護において住居の確保及び立ち直りサポートセンターの支援対象として依頼を受けた事例です。ただこの事例は、1度目は福祉的支援につながらず、再犯、再逮捕後に、再び支援の対象となった事例です。

【支援における留意事項】

ホームレス状態の生活が長期化している、又はしていた人の支援においては、本人が支援を受けようとする気持ちになる、いわゆる動機付けが非常に難しくなってくる場合が多く、このため、本人の申請が必要な社会資源の活用だけでは支援の展開は困難になってきます。本人のそれまでの生活状態、実態を把握したうえで、動機付けを行いつつケースをマネジメントしていくことが重要です。

また、この事例においては、Aさんは家出を繰り返し、仕事が長続きしなかったという情報から何らかの障がいを疑い、その特性に合わせた対応を心掛けることも大切なポイントとなります。まずは、ホームレス状態に至った背景や理由をできる限り詳細に把握することが必要です。これは、その人の特性に応じたコミュニケーションや関わり方のポイントを掴むことにつながりますし、障がい福祉サービス利用の可能性を探ることにもつながります。障がい福祉サービスの受給要件を満たしている場合は支援の選択肢が広がり、複数の機関との連携が可能となります。その意味では、支援の輪を広げていく方法を模索することも重要だといえます。

この事例では、1度目の福祉サービスの調整では、一旦は支援を受ける気になっていたAさんを結果的には支援につなぐことができませんでした。その支援内容について、関わった機関や関係者で評価し、その結果を活用したことで、2度目の支援においては、効果的な関わりができたのではないかと思います。また関わり続ける中でAさんの心理的な面に変化がみられます。弁護士や生活保護のケースワーカーがAさんの事情に寄り添った対応をしており、そうした周囲の関わりがAさんに変化をもたらしているといえます。Aさんの特性を理解し、継続的に関わる伴走的な支援が効果につながった事例であると思います。

さらに、Aさんは親族によって失踪宣告がなされており、無戸籍でした。住民票がないケースはよく見られますが、無戸籍は稀なケースです。幸い今回は、法テラスの民事扶助制度を活用して、家庭裁判所に対し失踪宣告の取消しを請求することができました。特に刑事司法の分野における福祉的支援においては、法律の知識が必要な場面があることから、弁護士など法律の専門家からの助言を受けられるようにすることは大変重要です。

冒頭にAさんは親族とは疎遠という状況が紹介されていますが、戸籍が復籍すると、戸籍をたどって親族との接触が可能となり、Aさんとの関りに家族を巻き込むことができれば、更に支援の選択肢が広がるかもしれません。

CASE 2

無職の男性による

父親への傷害

(家庭内暴力) 事件

CASE 【障がい】【無職】／傷害

2

父親への暴力で逮捕され、同居家族は勾留中に分離保護されたが、一人残されることとなった20代男性のBさんの事例



生活歴や事件の背景、概要など

2人兄弟で弟は軽度の知的障がい及び精神障がいがある。また父は身体障害者手帳を所持しており、母は末期がんで自宅療養中であった。本人は福祉施設等での就労経験もあるが、なかなか長続きせず、日頃から父親からは働くよう言われていた。

これまで複数の精神科病院やクリニックの通院・受診歴があるが、中断しており、統合失調症、自律神経失調症等の保険診断（※5）はあるが、確定診断はなかった。

父親との口論から暴行に至り、足蹴りして約10日間のケガを負わせ、父親が市の高齢者虐待相談機関に相談したことで逮捕された。



立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 検察庁は起訴猶予見込みであったため、釈放後の住居確保を含む生活環境の調整、家族関係の調整を目的に、釈放に向けて社会福祉アドバイザーの派遣を依頼した。
- ✓ 釈放にあたり保護観察所と連携して更生緊急保護の手続きを行い、自立準備ホームへ入所した。また、本人が逮捕・勾留されている間に、両親は市の高齢者福祉担当、弟は障がい者基幹相談支援センターの支援により、それぞれ住宅を確保（分離保護）できた。
- ✓ 自立準備ホーム入所中に生活保護申請（医療扶助（単給）（※6））や精神科の受診を再開したが、精神症状が落ち着かず、障がい福祉サービスによる就労支援を受けるまでに時間がかかった。
- ✓ 本人は、家族と関係を修復したいという希望もあったが、家族間の感情はもつれていない。
- ✓ 現在は、自立準備ホームからグループホーム（共同生活援助）（※7）に移り、日中は就労継続支援B型事業所（※8）に通所している。逮捕前から多くの関係機関が支援に携わっていたからこそ、分離保護がスムーズに進んだが、本人に対する支援はなく、今回の事件を機に各種サービスにつながるようになった。精神症状に波があるが、生活のペースも整いつつある。

※5 保険診断 正式な診断ではなく保険請求上の診断のこと。

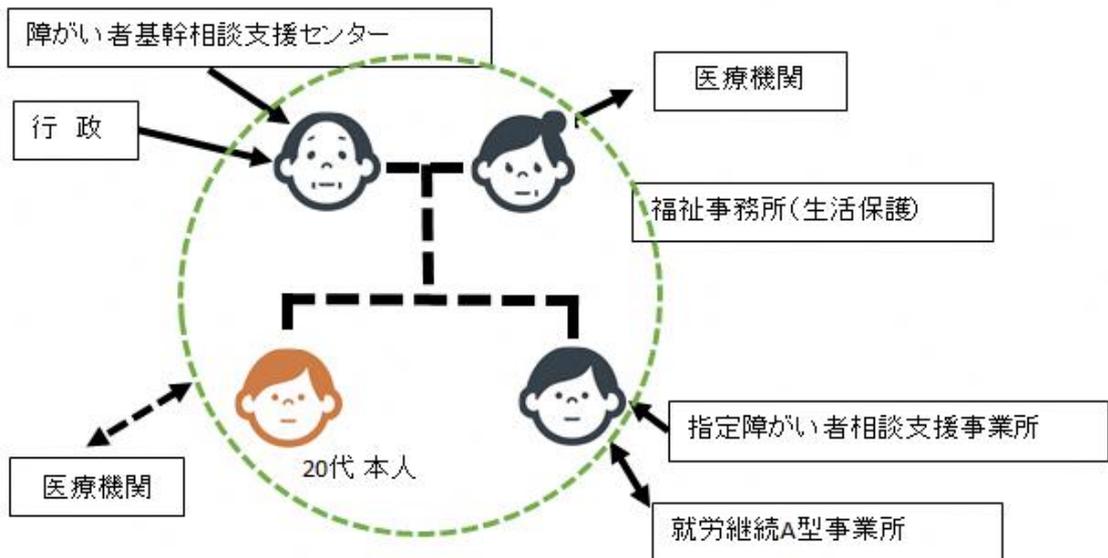
※6 医療扶助（単給） 生活保護法は他法他施策優先のため、更生緊急保護対象者が医療扶助のみ受給する場合がある。

※7、8 共同生活援助・就労継続支援B型事業所 いずれも障害者総合支援法によるサービスであり、更生緊急保護対象者が活用する場合がある。

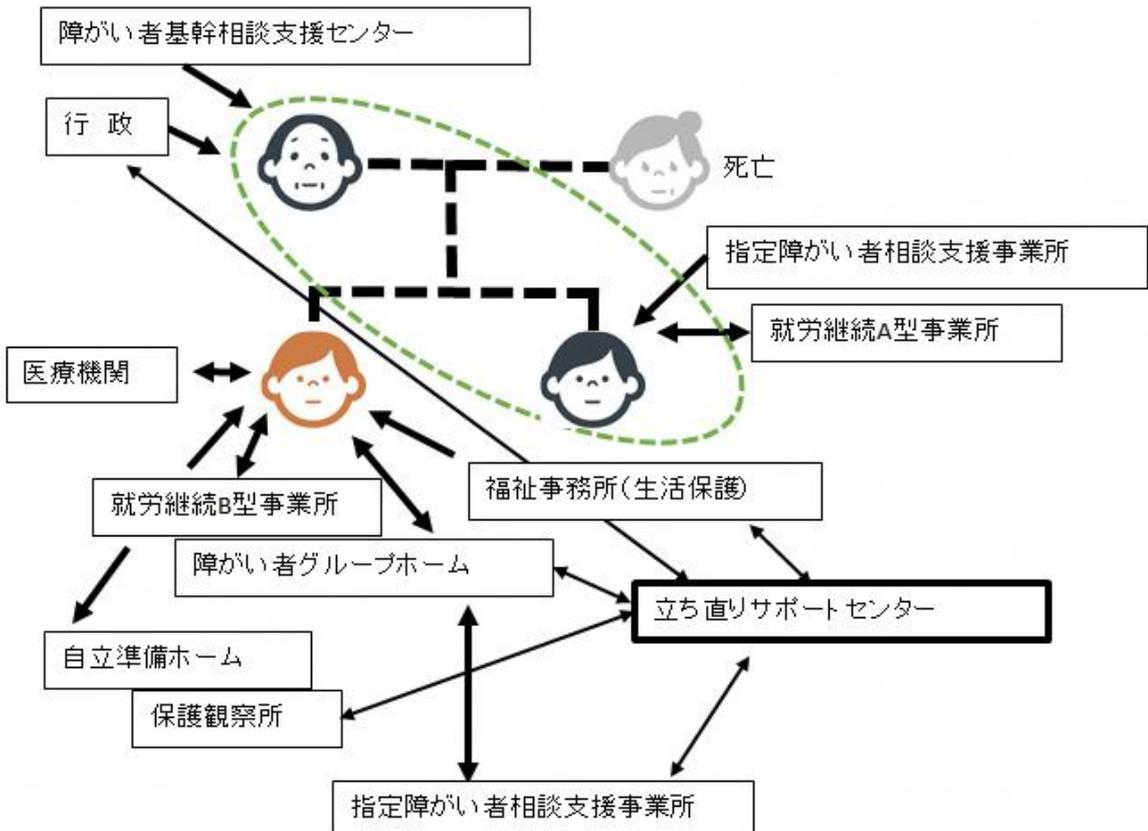


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



どんな事件だったんですか？



父親を足蹴りにして、ケガを負わせたんだけど、その後父親が市の高齢者虐待に対応する相談機関に相談したことで逮捕されたんだ。
逮捕されるまでに何度も、父親や母親に暴力をふるっていたみたい。



自分のお父さんを？ 他に家族はいなかったんですか？
これまでどんな生活をしていたんでしょうね？



父親は身体障がい者（視覚障がい）でまた母親は末期がんで療養中だったんだよ。弟は軽度知的障がい、精神障がいがある。

本人の話では、幼い頃から母親から暴言や暴力を受け続けてきて、自身の心の傷になっているということだった。父親は母親の言いなりで、弟は兄の暴力を怖がって何もできなかったようだね。

けどもちろん、暴力は悪いことだし、家の中はかなり前から険悪な状態だったみたい。母親の医療費などもかさんでいたし、その他の借金など、いつもお金に困っていたとも話していたね。



家族全員に支援が必要なケースだったんですね。
またどんな支援をしたんですか？



住居の準備と家族関係の調整をする必要があったから、検察庁は社会福祉アドバイザーの派遣を依頼したんだ。

その上で、釈放後も長期的な支援が必要との判断から、立ち直りサポートセンターに支援依頼があり、保護観察所と連携して更生緊急保護の手続きを行って、自立準備ホームへ入所を支援したよ。



家族関係の調整って？





本人以外の家族に支援している機関があったから、本人が逮捕・勾留されている間、その関係者と連携を図りながら家族もそれぞれ住まいを確保するなどの支援が出来たよ。

つまり、暴力を振るった加害者側だけでなく、被害者も含めた包括的な支援を行ったってことですね。



そうそう、市の高齢者虐待に対応する相談機関と障がい者基幹相談支援センターは障がい者虐待防止法（※9）に基づいて介入して両親と弟を支援、立ち直りサポートセンター等は加害者であり、障害者虐待防止法においては「養護者」でもあるBさんの支援を受け持つことで役割分担をしたってわけ。

またBさんの支援としては、自立準備ホーム入所中に生活保護申請(医療扶助)や精神科の受診を再開したけれど、精神症状が落ち着かず、障がい福祉サービスによる就労支援を受けるまでに時間がかかったんだ。

本人は、家族と仲直りしたい希望もあったけど、家族のBさんに対する感情は悪く、母親の葬儀にも参加できなかったんだ。

現在は、自立準備ホームから障がい者のグループホーム(共同生活援助)に移り、日中は就労継続支援B型事業所に通所しているよ。



今回の事例では、Bさんの逮捕前から、Bさんの家族には多くの関係機関が支援に携わっていたからこそ、住居の確保等がスムーズに進んだんだ。

Bさんも本来福祉の支援が必要だったのに、支援を受けるきっかけがなかったんだけど、今回の事件を機に福祉サービスにつながることになったんだ。

Bさんは今でも精神症状に波があるけれど、精神科受診を継続しながら、就労支援事業所に通所していて、生活のペースも整いつつあるよ。

※9 障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」）

国や地方自治体、障がい者福祉施設従事者等に障害者虐待防止等の責務を課するとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者への通報義務を課す。

養護者による虐待防止に資する支援（養護者支援）の措置等も明記された。

【事例の振り返り】

今回の事例はBさん自身も障がい有しており、その家族も支援が必要な状態で、加害者、被害者と区分はされますが、世帯全体に支援が必要だった事例です。

事件発生後、被害者側となったBさんの家族は障害者虐待防止法に基づき、市の障害者虐待対応部署が中心となって介入できましたが、加害者で「養護者」でもあるBさんについてはなかなか支援につなぐことができませんでした。

今回の逮捕・勾留をきっかけに社会福祉アドバイザーや立ち直りサポートセンターが関与し、市の障害者虐待対応部署と連携しながら、Bさんを福祉サービスにつないだ事例です。

【支援の留意点】

いわゆる多問題家族の事例です。今回の事例においては、世帯構成員の全員が困難を抱え、支援の対象となり得る状態であり、そこに関わる支援機関がそれを認識し、十分な連携を行えたかが1つのポイントです。

困難を抱える当事者に問題意識がない、家族など世帯の構成員が問題意識を共有していない等のイン・ボランタリー（自発・積極性が無い）の場合、ある種のきっかけがなければ、介入が難しいのですが、今回の事例は、Bさんの逮捕・勾留をきっかけに、世帯に介入でき、全員が支援につなぐことができたケースです。

Bさんの世帯のように世帯全員が支援を必要とする場合は、様々な角度から支援を検討し、コーディネートする必要があるためには関係機関の情報共有が欠かせません。

支援機関がそれぞれの視点でアセスメントを行い、支援対象者に個別に働きかけつつも、世帯を一つの構造（システム）として捉え、世帯に関わる機関と連携しながら包括的な支援を行っていくことが重要です。

この事例では、Bさんを加害者であり、養護者でもあるという複数の視点から捉え、「障害者虐待防止法」を適用し、市の障害者虐待対応部署が中心となって支援のコーディネートを行いました。Bさんへの養護者支援については、「入口支援」における社会福祉アドバイザーや立ち直りサポートセンターと情報を共有しながら協働し、それが効果をあげた事例といえます。更生保護施設などを活用し、Bさんとの信頼関係を作り、Bさんが自分の生活を変えようという気持ちになってもらうようにしながら、福祉サービスの利用へと導くことができました。

また、Bさんは、数年前に精神科の受診歴があり、統合失調症や自律神経失調症等の診断は受けていたものの、確定診断までには至っていません。Bさんには「精神科を受診する」という動機付けがあったにも拘らず、何らかの理由で、継続治療ができていませんでした。

この時点で、Bさんの家族に関わっていた機関等が世帯の抱える問題に気づき、行政や医療機関、民間団体等と連携して対応していたら、Bさんを障がい福祉サービスにつなぐことができ、家族との関係悪化を防ぐことができたかもしれません。

行政を含め福祉サービスに携わる機関が日頃から支援対象者の世帯全体の状況を確認し、問題を発見した場合は、関係機関へつなぐ、連携するという視点を持つことは犯罪の未然防止の観点からもとても重要なのです。

CASE 3

アルコール依存がある

男性による

公然わいせつ事件

CASE 【障がい】【性犯罪】【依存症】／公然わいせつ

3

飲酒に伴う傷害や性犯罪で多数回の逮捕歴があり、これまで矯正施設からの出口支援を受けていたものの、今回も同種事件に至った60代のホームレスCさんの事例

生活歴や事件の背景、概要など

Cさんが幼少時に父親は他界し、生活保護を受給して生活をしてきた。Cさんは知的障がいの診断を受けており、中学校卒業後は母親が働いていた飲食店でともに働いていた。

20代初めに母親が他界して以降、兄弟とも疎遠になり、飲酒量が増える。40歳頃より飲酒のうえで傷害やわいせつ行為を繰り返すようになった。

飲食店の他、土木作業等の経験もあるが、いずれも長続きしていない。療育手帳（B1）を所持しており、これまでアルコール依存症での入院歴もある。

これまで刑務所出所後は路上生活となることが多く、ホームレス支援団体や地域生活定着支援センターが支援してきたが、支援を拒否するなど、福祉サービスの利用調整になかなかなじまず、同様の犯罪を繰り返す状態であった。

今回も飲酒のうえで女兒の面前での公然わいせつ事件で逮捕された。

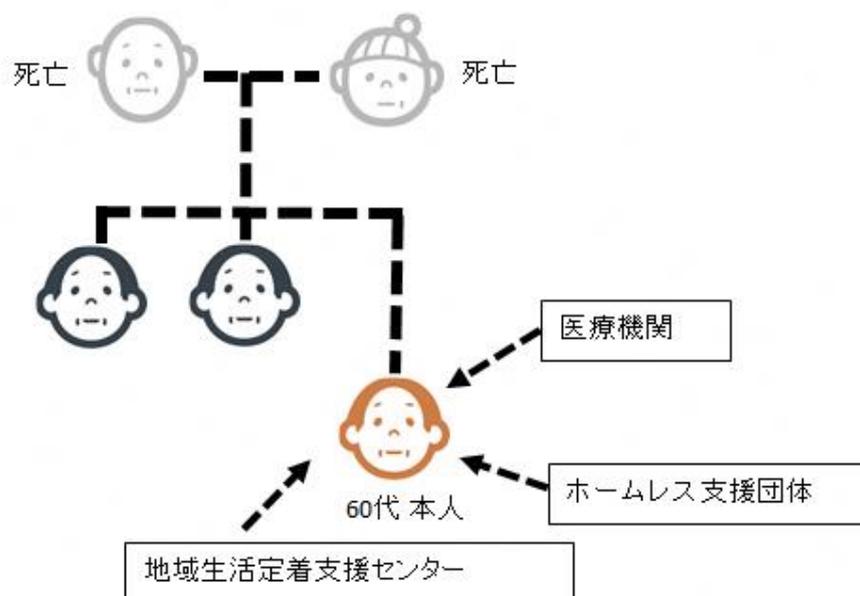
立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 検察庁から社会福祉アドバイザーに依頼があり、Cさんに対する福祉サービス利用調整が行われる。起訴猶予での釈放前に、本人に対しての面接及び関係者との連絡調整が行われた。釈放後も引き続きコーディネータとしての役割が必要と判断され、立ち直りサポートセンターに支援依頼が入る。
- ✓ 釈放後、社会福祉アドバイザーが出迎え、無料低額宿泊施設に1日入所した後、精神科病院に入院となった。
- ✓ 検察庁における支援の段階で既に障がい者入所支援施設から入所の内諾を得ており、入院中に障害程度認定区分調査を終えることができた。
- ✓ 不満を溜めやすく、被害的感情を抱きやすいため、これまでも関わりのあったホームレス支援団体職員が定期的に面会に出向いていたが、入院生活に耐えられず、市外の精神科病院に転院することとなった。
- ✓ その後、障がい者入所支援施設に入所となり現在に至る。入所から数か月経ったが、施設において生活を送ることができている。

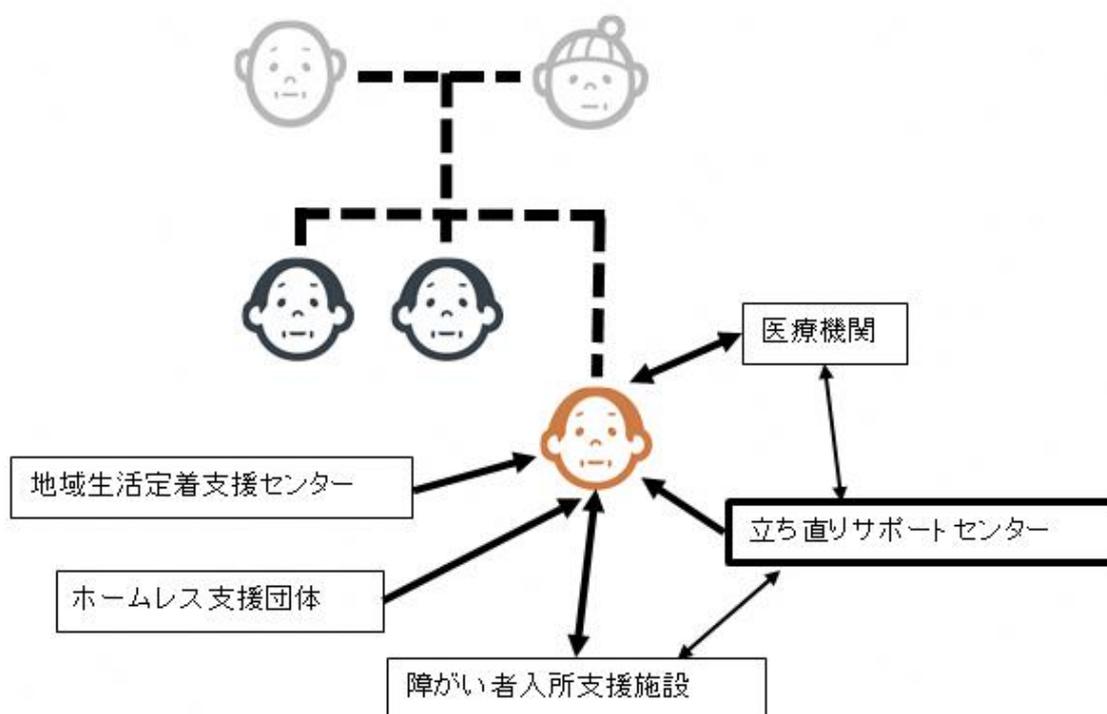


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



公然わいせつ？ どんな犯行だったんですか？



お酒を飲んでいる状態で女の子（児童）に声をかけて、自分の服を脱いでしまったという事件なんだ。

これまでも性犯罪での逮捕・受刑歴があり、今回も似たような事件。いわゆる累犯という事例なんですね。



そうそう。いわゆる「累犯の触法障がい者」という事もあって、これまで地域生活定着支援センターが対象とする刑務所からの特別調整（※10）対象者にもなっていたんだけど、本人は犯罪を繰り返すことに問題意識が乏しくて、支援についても思い通りにならないことがあると、すぐに逃げ出して路上生活に戻ることを繰り返したりしていたのよね。



Cさんは、知的障がいがあり、療育手帳を所持していたから、これまで依存症の心理プログラムを受ける機会があったけれど、それを十分に理解することが難しかったみたいだね。

それで結局、同様の事件を繰り返しているんだよね。

難しい事例ですね。
そんな方をどう支援したんですか？



※10 特別調整

生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。



釈放後は社会福祉アドバイザーが迎えに行き、A市の無料低額宿泊施設に1日入所した後、B市内にある精神科病院に入院となったんだ。

また釈放前から障がい者入所支援施設から入所の内諾をもらって、精神科病院へ入院している間に障害程度認定区分調査を終わらせたんだよ。

でも、本人はその病院では入院生活に耐えられず、C市にある違う精神科病院に転院することになったんだ。その転院の手続きは、立ち直りサポートセンターが行ったんだ。そのあと、数か月して障がい者入所支援施設に入所しているよ。

うまくいったんですね。

でもこれまで支援を拒否していた人が、今回はなぜ病院や施設への入所などに同意したんですかね？



これまでは本人の特性もあって、生活保護や障がい福祉サービス等の継続的な利用には至らなかったけど、今回、検察庁が社会福祉アドバイザーを派遣し、立ち直りサポートセンターの支援対象者となったことで、Cさんに支援の必要性を丁寧に説明し、理解してもらいながら、精神科病院で治療するといった環境を整えることができたから、どうにか施設入所に同意してくれたみたい。

長い間Cさんの支援を続けてきたホームレス団体の職員ができる限り本人の意向に沿うようきめ細かい対応をして、信頼関係を築けているから、現在までどうにか入所生活が継続しているんだよ。

【事例の振り返り】

今回の事例は、同様の事犯を何度も繰り返す累犯障がい者の事例です。学童期に知的障がいという認定を受け、母親という養護者が亡くなった以降、アルコールの過度な飲酒に加え問題行動が繰り返された事例です。少なくともこれまで何らかの支援を受けていたはずですが、なかなか安定せず強制わいせつや公然わいせつ等の行為で受刑を繰り返していました。今回は以前、矯正施設から出口支援で関わった地域生活定着支援センターと医療、福祉及び司法との緊密な連携により福祉サービスの利用に至った事例です。

【支援における留意点】

Cさんは幼少期に父親を亡くし、母子家庭で育っています。母親は仕事をして生計を支えつつ、複数の子どもの育児を行っており、知的障がいのあるCさんに適切に関わる時間が少なかったかもしれません。その母親が亡くなると同時に、Cさんの問題行動（飲酒、わいせつ行為等）が表出しており、母親の死が引き金となって、自らの衝動性に抑制が効かなくなった可能性もあります。

事例では「累犯の触法障害者」という言葉が出てきます。これは犯罪を繰り返す障がい者を指すもので、こうした事例では当然、再犯を防止することに重点が置かれることとなりますが、そのためには、そもそもの生きづらさである「障がい」の部分に着目することが必要です。

具体的には、「知的障がい」という特性に合ったコミュニケーションを行い、信頼関係の構築を図りつつ、飲酒問題や性的衝動へ介入するなど、本人の抱える障がいや依存症へのアプローチが必要になってきます。今回の事例では、「知的障がい」への対応として、障がい者入所支援施設の利用を調整し、「依存症」への対応として、精神科病院へ入院して治療するという支援を行っています。

また、Cさんのように長期間適切な介入が出来ないまま生活していた場合は、本人に生活を変えようという気持ちになってもらうことが難しいため、支援が思うように進まないことがあります。

Cさんはこれまで地域定着支援センターの支援を受けていたにもかかわらず、再犯を繰り返していました。そのCさんが今回、施設への入所に同意したのは、検察庁などの司法や社会福祉アドバイザー、立ち直りサポートセンターといった複数の機関が役割分担を行いながらCさんに対応したことで、Cさんの興味や意欲を引き出したのではないかと考えます。

Cさんのように支援を拒否するケースでは、あきらめずに関わり続けることが必要であり、そのためには支援者が息切れしないよう、複数の人数で支援チームを組む、あるいは複数の機関が役割分担をしながら連携して対応することが重要となってきます。

今後もCさんには問題行動があると想定されますが、その際には本人の特性に応じたコミュニケーションを図りながら、支援ニーズを聴き取り、Cさんの意向をできる限り尊重した対応をすることで、Cさんとの信頼関係を構築する。そして、支援の必要性について丁寧に説明する。これを繰り返すことがCさんの「安定した生活を送りたい。」という意欲を高めていくこととなり、再犯の防止につながっていくと考えます。

C A S E 4

高齢者施設入居中の
男性による施設職員への
傷害事件

CASE 【高齢】／傷害

4

高齢者施設内でのトラブルから傷害事件を起こし、逮捕・勾留後は更生保護施設へ入所したものの急逝された80代のDさんの事例



生活歴や事件の背景、概要など

妻が高齢者施設に入所した後、自身も自立型の高齢者施設に入所する。

当初より、職員の話を見かず、様々な公的機関に出向いて施設の不満を訴えたり、担当のケアマネージャーを呼びつけては、一方的に暴言を吐くなどしており、施設でのトラブルも多かったとのこと。

妻との間に子どもはなく、Dさんはもともと工場を営んでいたようであるが、施設の職員の話によると親戚間の金銭トラブルもあったようである。

今回の事件では、何らかのトラブルで施設職員と口論の末揉み合いとなり、また他の職員も叩くなどして、打撲傷を負わせたということで逮捕・勾留され、結果、罰金刑を受けた。



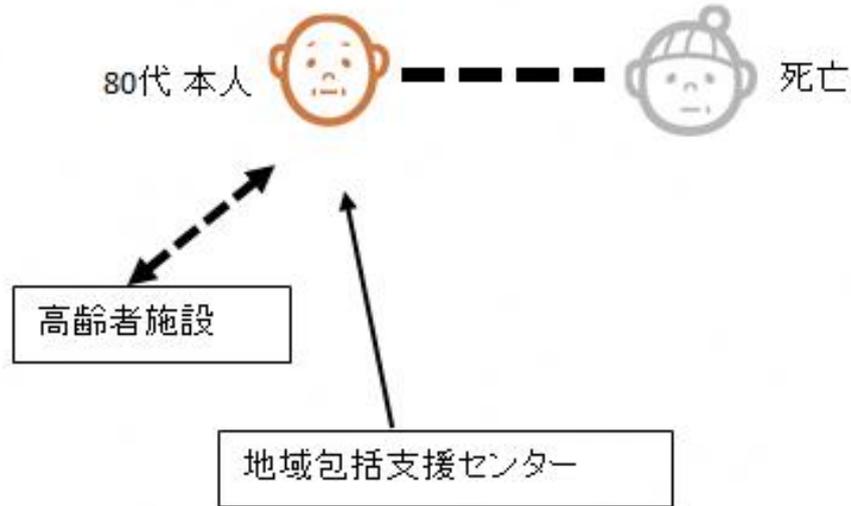
立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 検察庁は、施設に戻れず行き先がない高齢者の支援のため社会福祉アドバイザーの派遣を依頼した。Dさんは高齢であり、受入先の調整だけでなく、その他の支援も想定されたことから、立ち直りサポートセンターに支援の依頼が入る。
- ✓ Dさんは要介護認定において「要支援1」であったが、身柄拘束によるADL (Activities of Daily Living：日常生活動作の略)の低下が著しく、自立準備ホーム入所直後に介護程度区分変更手続きを行った。
- ✓ 要介護認定の結果「要介護1」となり、自立準備ホームから住宅型の有料老人ホームへ移ることとなった。
- ✓ 新たに入居した施設では、スタッフや他入所者とのトラブルもなく、穏やかに過ごされ、ここの施設で生活することを希望していたが、持病であった悪性リンパ腫の検査の翌朝に急逝した。事前に永代供養の話も聞いていたことから、施設職員と連携し、葬儀から納骨まで済ませることができた。
- ✓ 事件による介入後、以前のようなトラブルは一切見られず、立ち直りサポートセンターや施設の職員には今後の生活や持病の不安などを吐露されており、精神的なフォローも大変重要な役割であることを認識させられた事例だった。

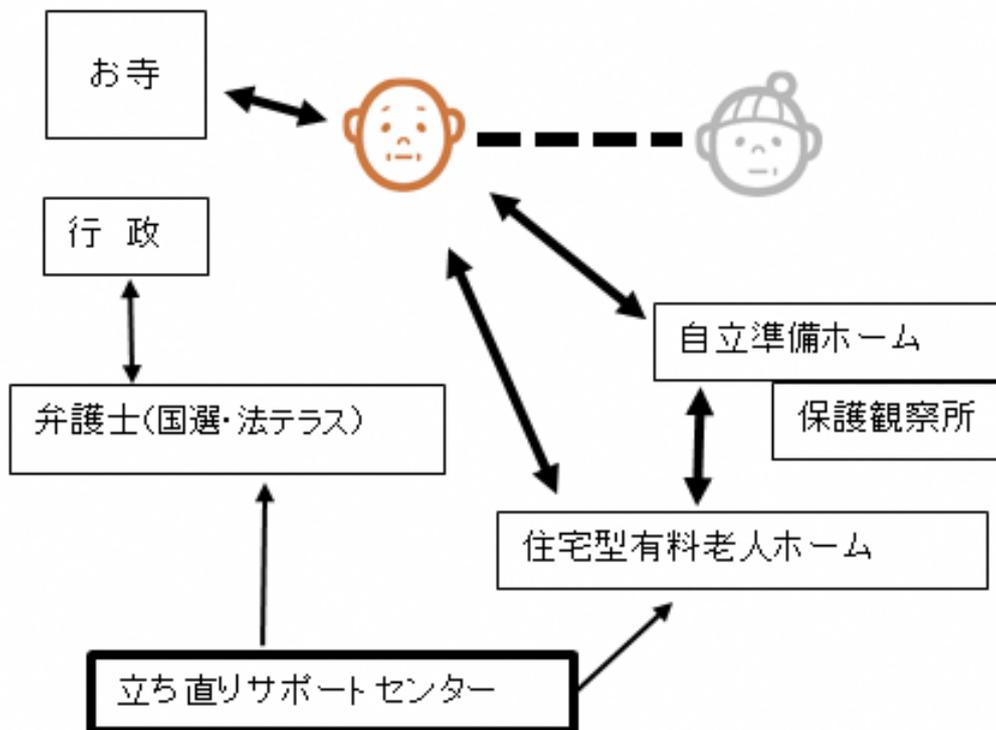


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



80歳代と高齢の対象者で結果的に直接の支援よりも、亡くなった後の支援が中心になったんですね。



そうそう、もともとは釈放時から、どのような支援がDさんにとって良いのか考えていたけど、要介護認定の区分変更の判定が出た後、すぐに亡くなられてしまったね。

釈放された当日に、Dさんから永代供養の話をお聞きして、その時は「わかりました」と笑顔で返事をしていただけで、病状が急変して亡くなって、支援者は皆とても驚いたと思う。

それは突然でしたね。でもよく「永代供養」の話題



誰も知らなかったみたい。

それと、自立度が高い高齢者の施設では珍しくないようだけど、入居者がどこの病院に通って、どんな薬を服用しているのかスタッフが把握できないことがあるみたい。

永代供養のお寺のご住職は、持病のこともご存じだったので、配偶者の方が亡くなった後、Dさんにとって唯一の心のよりどころだったみたいなんだ。



それから釈放後、ひどくADLが低下していたのには驚いたね。以前の施設の方の話では、元気いっぱいというイメージだったのに。

面接という限られた場面では、日常生活場面の様子がわからないということもあるだろうし、今回、逮捕・勾留されたことが心身に影響したということも考えられるよね。



今回、住宅型の有料老人ホームに入る際には、自立準備ホームの職員とすごく連携が図れていたんだ。

Dさんへの対応方法などについて、関係機関でケース会議を開催し、Dさんに関する情報を詳細に共有したから、ホームの職員はDさんと良好な関係を築けたし、ADLの急激な低下にも対応できたんだ。

そして、亡くなった後の葬儀から納骨までも、支援者間で連携して、スムーズに済ませることができたと思う。



それと、Dさんは立ち直りサポートセンターの職員に自分が死んだ後の生活や病気について、不安だって気持ちを話しているんだけど、落ち着いた生活を送ってもらうには、そんなDさんの気持ちに寄り添いながら心理的なケアをすることがとても大切だなって、改めて感じたんだ。

支援対象者の気持ちを想像して対応するって大事なポイントですよ。

Dさんが亡くなった後の手続きってどうなったんでしょうか。まだ残っているのかな。



Dさんの財産管理、遺産相続が残っているね。亡くなった後、財産は一旦市役所が保管することになって、今回の事件で国選の弁護士になっていた方が財産管理人になってくれているんだ。

色々な人たちが役割分担して、Dさんに関わっているよね。

【事例の振り返り】

高齢者施設に適応できずトラブルに陥り、事件が発生。高齢のため、釈放後の生活環境調整が必要になった事例です。検察庁から社会福祉アドバイザーに派遣の依頼がありましたが、福祉サービスの利用調整に時間がかかる見込みだったため、立ち直りサポートセンターへ支援依頼が行われました。

この事例では、Dさんは高齢者施設へ入居し、その後亡くなるまで、安定して生活することができており、司法と福祉が連携したことで切れ目のない支援が実現したケースと言えます。

今回の事件の国選弁護人がDさんの死後の手続きを担ってくれるなど、弁護人との連携もスムーズに行われました。

【支援における留意点】

この事例は高齢者施設内でのトラブルが事件化したものです。Dさんは施設に入所した当初から職員や他の入所者との間でトラブルがあり、施設も対応に苦慮していたようです。福祉施設の多くは入所者との契約に基づく利用となっているため、契約事項（約款）に違反した場合、今回のように契約が解除され、戻ることができなくなります。入所型福祉施設においては、入所契約時に、身元保証人や緊急連絡先を確認しておくことが一般的ですが、今回の事例では、Dさんは心身ともに自立していたため、確認されていませんでした。釈放後の引き受け人が不在であることから、住居の確保とその他の生活環境調整が必要ということで検察庁の支援を受けることとなりました。

Dさんは釈放後に入所した高齢者施設ではトラブルを起こすことはなく、安定して生活できていたようです。これまでの人生について振り返り、自分の死後の不安について話していたようですが、妻に先立たれ、子どももいない状況から、対人トラブルの背景にはDさんの寂しさや孤独感があったのではないかと考えられます。逮捕・勾留の時間が本人の意識を変えた可能性は否定できませんが、トラブルメーカーと捉えられる人も、その背景には何らかのSOSや他人との関りを求める気持ちが隠れているかもしれず、それに気を付けながら支援することが重要です。

また、釈放後、Dさんの身体機能の低下が確認されたことから、介護認定において介護区分の変更が行われました。これは、Dさんの今後の住居に適した施設は何かを考え、その利用を想定した動きとなっています。身体機能の変化に伴い必要な介護サービスの利用ができるよう調整されたことがDさんの支援ニーズにマッチしたと思われる。

この事例では、Dさんの生前の意思が偶然確認でき、看送ることまでできました。国選弁護人に財産管理、死後の事務処理をお願いできたことも、今回の支援が円滑に進んだ理由の一つであると言えます。

CASE 5

高齡の父と二人暮らしを
していた長男による
父への傷害事件

CASE 【障がい】【依存症】／傷害

5

高齢の父と二人暮らしをしていた長男による傷害事件。
いわゆる8050問題が連想される40代のEさんの事例



生活歴や事件の背景、概要など

仕事の都合で全国を転勤していた父親は、Eさんが幼少の頃から自宅で飲酒のうえ、母親へ暴言を吐く、暴力をふるうなどしていた。Eさんが高校を卒業した頃に、母親が他界し、父親と二人暮らしになるが、その頃から動悸や呼吸困難等の症状がみられるようになり、心療内科に通院するようになる。30代前半頃までは派遣社員として働いたり、知人の仕事を手伝ったりしていたが、長続きしていない。約10年前から自宅内に引きこもり、その頃から父親との力関係は逆転し、父親への暴力が始まり、今犯に至る。

父は高齢により退職後、在宅時間が長くなっていたところ、もともとあった飲酒癖が悪化し、地域包括支援センターが中心となってアルコール依存症治療の医療機関入院を調整したり、家庭訪問したりするなどの支援を行っていた。

Eさんは今回、傷害罪で逮捕され、起訴猶予で釈放されたが、高齢者虐待防止法に基づき、父親とは隔離する措置を行っていたことから、自宅に戻れなくなり、今回の支援要請に至った。



立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 検察庁から立ち直りサポートセンターに依頼があり、釈放時、保護観察所への出頭に同席する。
- ✓ 事件を理由に、元の自宅には戻れず、早急に住まいを調整する必要があったため、更生緊急保護を申し出て、自立準備ホームに入所することになった。
- ✓ また長年通院していた心療内科の主治医は、自立支援医療制度（※11）や障害手帳の手続きに必要な診断書の作成経験がなく、手続きを担当するスタッフも不在だった。このため、Eさんは医療・福祉の行政サービスにつながっていなかった。
- ✓ Eさんの主治医へのこだわりは強かったが、説得し、何とか別の精神科病院にかかりつけ医を変更し、そこで「発達障害」の診断を受けた。しかし、診断を受けたことにより利用可能なデイケアや訪問看護、障がい福祉サービスの各種サービス利用を拒否するなど、何かと理由をつけて、新しいことに挑戦することを嫌がった。
- ✓ コーディネーターとの信頼関係の構築も難航したが、自立準備ホーム入所中（6か月間）の間に信頼関係が構築できたことで事態が好転しはじめる。退所後は、单身生活をはじめ、精神科病院への通院も継続中。就労継続支援B型事業所に通所できる段階まで準備が進んでいる。

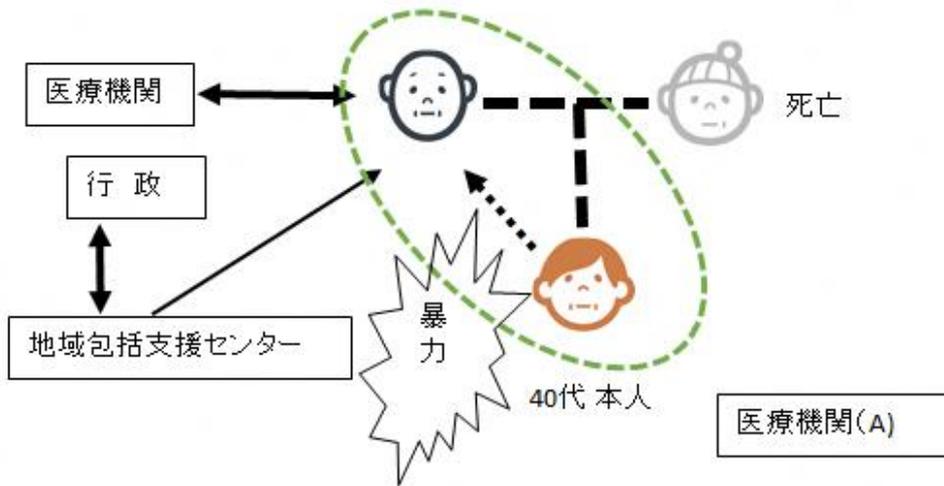
※11 自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

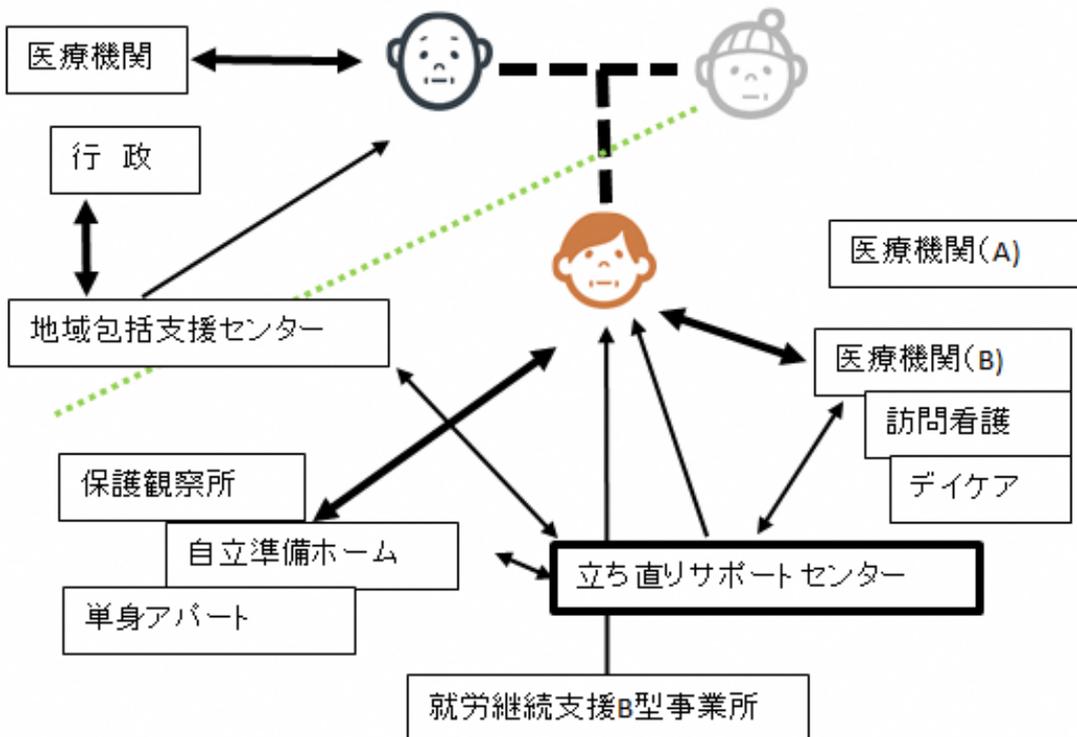


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



高齢の父親の年金収入に依存している無職、いわゆるニートの男性の事件みたいですね。



釈放時の情報も少なく、支援しながら、本人や本人を取り巻く環境などが少しずつ理解できてきたんだけどね。

Eさんは心療内科にかかっていたようだけど、確定した診断もないまま現在まで来て、父親の年金を頼り、働かず自宅に引きこもっていた感じみたい。



早めに何らかの福祉サービスを受け、誰かの支援を受ける必要があったけど、なかなかそこにつながらなかったんですね・・・。



うん。そうだね。

今回、父親とは高齢者虐待防止法に基づいて分離保護、つまり強制的に隔離する措置が行われたけど、父親にとって養護者であるEさんに対する支援は全くなく、というかEさんが介入を拒んでいたみたいなんだけどね。



そうなんだ。でもさっき確定診断はないけど心療内科に通院していたって話だったでしょう。事件後、「発達障害」の診断を受けて医療・福祉サービスの利用につなげることができたようだけど、早期に適切な診断をして、支援できていれば、今回の問題は起こらなかったんじゃないかな。

それと長年にわたって家庭内暴力も続いていたようですが、誰も気づかなかったんですかね？



そうなんだ。よくいう「8050問題」。ここでは7040問題になるけど息子は長年引きこもり状態、親は高齢化していくってね。それで社会から孤立していくみたい。もともと転勤族で地域との関係もあまりなかったのかもね。

近隣の誰かはもしかしたら気づいていたかもしれないけど、問題が外に出てきていなかったということかな。



見えない社会問題ですね。特に都市部では地域のつながりが希薄化しているという話を聞くけど、地域のつながりがあれば、誰かが気づき、介入がもっと適切にできた可能性はありますよね。ところでEさんは今どうしているんですか？



自立準備ホーム退所後は、民間のアパートで単身暮らしていて、日中は就労継続支援B型事業所といって、障がいのある人がサポートを受けながら仕事をする事業所に通えるようにまできている。医療サービスが充実している精神科への通院も続けているよ。

事件は痛ましいことだけど、これをきっかけに、Eさんは医療と福祉につながって、引きこもり状態を解消することができたんだね。



Eさんは新しいことに挑戦したり、同時にいくつかのことを進めることが苦手みたい。

そのために支援の申し出を受け入れるまでに時間がかかったんだけど、Eさんの状態に寄り添って信頼関係を構築しながら、Eさんのペースで進めていったことがよかったみたいだね。

そうですね。仕事が続かず、何をやってもうまくいかなければ自信も失うだろうし、また長く自宅にこもっていたのだから、そう簡単に進まないですよ。今後の生活についても、本人の希望を聞きながら話し合うことが重要だと思うけど、そうすると長期間の継続的な関わりが必要になりますね。



そうね。Eさんの今の状況を考えると、長期化することを想定する必要があるだろうし、父親も、要援護高齢者だから、いろんな関係者が関わることになって、複雑になるね。

長期間、継続して支援していくためには関わる機関の連携が求められるし、みんなが情報共有をしながら、その世帯全体を見据えた支援を検討することが一番ね。



【事例の振り返り】

自宅に引きこもりの息子が高齢の父親に暴力をふるったという事例です。

父親にはアルコール依存の課題があり、母親への家庭内暴力がありました。今回は息子から父親への暴力で事件化したため、高齢者虐待防止法に基づき、父親の支援を行った市の高齢者虐待防止担当部署が養護者支援としてEさんへ介入を試みましたが、Eさんの理解者にはなれず、Eさんが支援を拒否していました。

このように親と子、市役所の3者で関係が行き詰っていたところに、検察庁社会福祉アドバイザー、立ち直りサポートセンターが介入したことで、関係を解きほぐし、医療・福祉サービスにつなぐことができた事例です。

【支援における留意点】

平成18年（2006年）に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）は、高齢者への虐待の防止と、虐待の加害者になりうる養護者への支援を通して高齢者の権利の保護を図るものです。

今回の事例では、高齢者虐待防止法に基づき、市の担当部署が養護者支援として、引きこもり状態にあったEさんへの介入（相談窓口の紹介や就労支援の申し出）を試みていますが、うまくいっていません。その理由として、Eさんは長年、父親の家庭内暴力に悩まされた経緯から、父親との確執は根深いものがあり、父親の支援機関である市の担当部署には心を開けなかったことが考えられます。また、Eさんには、市の支援は「引きこもっている自分への非難」としてとらえてしまったのかもしれない。この点に関しては、介入前にその世帯が抱える課題や背景を確認した上で、Eさんと父親の支援についてそれぞれ別の機関で実施し、役割を分担していれば、Eさんが支援を受け入れた可能性が考えられます。

この事例のように家族全員が課題を抱え、それが密接に関連している世帯の支援にあたっては、支援対象者だけでなく、世帯全体を捉え、その課題解決のために適した支援は何か、どのような体制で行うのが効果的か検討し、複数の機関で対応することが必要な場合は連携に適した機関を選定することが必要となってきます。このため、支援者は地域にある社会資源について把握し、日頃から連携できる体制を構築しておくことが重要です。

また、この事例を個人又は世帯という限定的な焦点に絞ることなく、その世帯を取り巻く地域の問題としてとらえる必要があると思います。Eさん世帯は転勤族であったため、地域に親しい人や家族をよく知る人がいなかったことが推察されますが、地域関係が希薄になっているといわれる昨今では、Eさんのような世帯は珍しくありません。地域で共に助け合いながら生活するという「地域共生社会」実現のためには、長きにわたり家庭内で問題を抱えていたEさん世帯に地域が気づけなかった原因について分析し、解決に向けた対策を検討することが必要ではないでしょうか。この事例は、まだ支援の途中にありますが、孤立状態が長期化していたことを踏まえ、Eさんの状態の変化をきめ細かく確認しながら、関係機関で情報共有を図り、支援を継続していくことが求められています。

C A S E 6

高齢男性による

偽計業務妨害

(迷惑電話) 事件

CASE 【高齢】【依存症】／偽計業務妨害

6

多数回、女性向けの衣料品店に性的言動を含めた迷惑電話をかけて逮捕された80歳代の男性Fさんの事例



生活歴や事件の背景、概要など

両親が亡くなって以降身寄りがなく、両親が残した自宅で単身生活をしていた。

県内の高校を卒業した後、製造業や建設業など転職しながらも30年ほど仕事を継続し、社会生活を送っていた。

退職後は地域とのつながりもなく孤立した状態であったが、数年前から近隣住民より「ゴミ屋敷が疑われる」と通報があり、民生委員の支援により、介護保険サービス利用につながるようになった。

近隣に卑猥な電話をかける他、商店や大手企業その他、公的機関へも同様の電話を複数回繰り返していた。被害は各所に及んでおり、警察官が厳しく注意しても止まらずに今回の逮捕に至った。

介護保険による訪問介護員（ホームヘルパー）とデイサービスを利用していたが、職員や他利用者等への性的な問題行動はなかった。



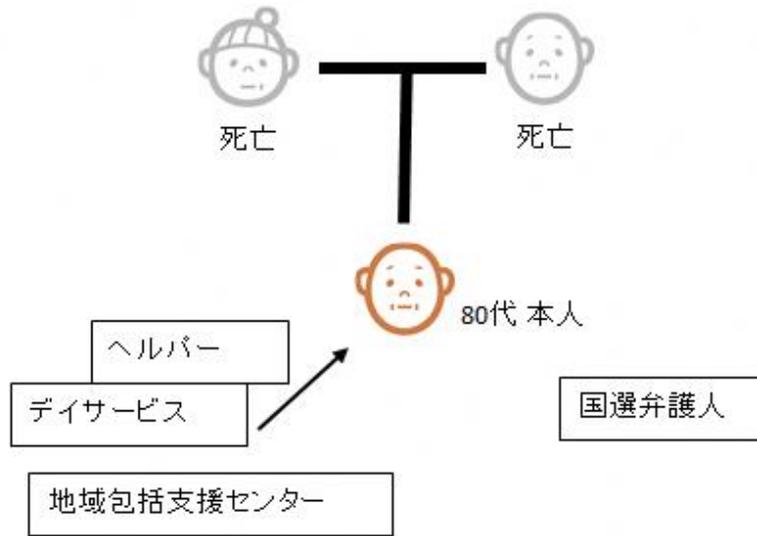
立ち直りサポートセンターの支援（弁護士ルート）

- ✓ 起訴後、本人の国選弁護士より立ち直りサポートセンターに依頼がある。
- ✓ 弁護士が今回の事件の概要を簡単にまとめ、地域包括支援センター、訪問介護事業所、通所介護事業所の利用状況を確認する。
- ✓ このことを受け、立ち直りサポートセンターとして、各事業所に連絡し、事件処分前にケア会議の開催について打診をしたが、「本人がいつ自宅に戻るか確定しないとケア会議は開催できない」との返答だった。
- ✓ また、各事業所に情状証人として出廷、その為の更生支援計画書の作成を依頼したところ、担当者は協力する意向があったが、組織としては「業務外」との認識で、結果的にいずれも対応が得られなかった。
- ✓ その後、執行猶予判決を受け、釈放された。翌週、ケアマネージャーはじめ支援者一同と本人も参加してのケア会議が行われ、従前のサービスが提供されることになった。この会議に立ち直りサポートセンターも参加した。

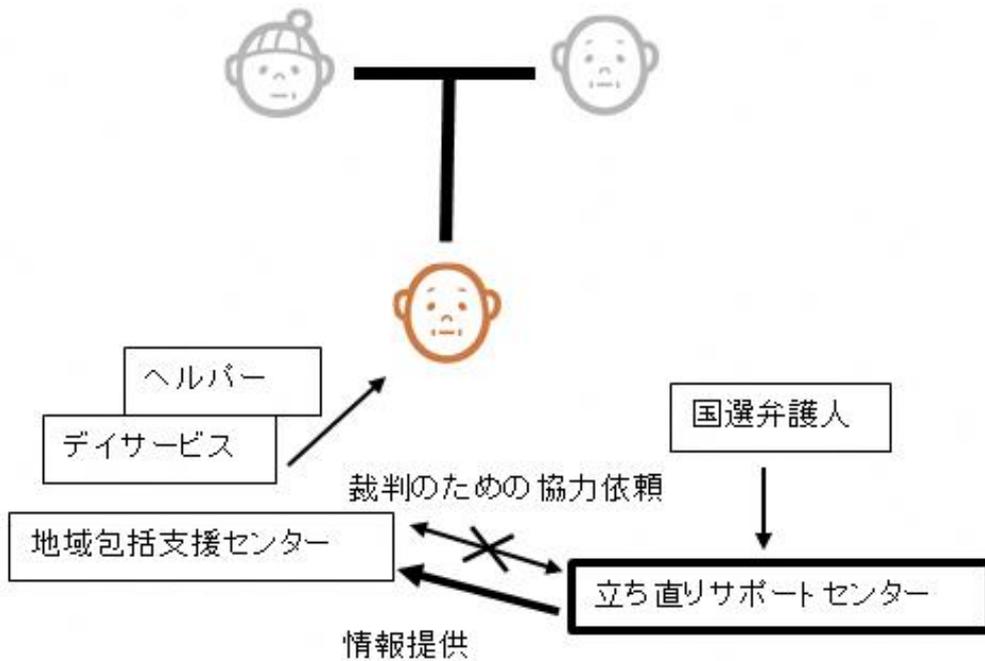


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



これは弁護人からの依頼ですね。弁護人の方と



Fさんの弁護人から、今後のため関係者でケア会議を開くことや、関係者による裁判時の協力を求めてこられたんだ。そこで立ち直りサポートセンターは、これまでの関係機関に協力を要請したんだ。

でも、本人がいつ自宅に戻るか確定しないとケア会議は開催できないと言われた。

また、拘置所での対象者との面会や更生支援計画（※12）の作成、情状証人（※13）として協力してもらうことなども「業務外」だと言われて、対応してもらうことができなかったんだよね。

日頃から直接支援している事業所の担当者は、とても親身で、更生支援計画の作成や裁判で情状証人に立つことに前向きだったんだけど、責任者の了承が得られず、弁護人からは支援者の存在を説明するにとどまったんだ。

結果的に執行猶予になったからよかったけど、なぜ責任者の了承が得られなかったんですか？



※12 更生支援計画書 福祉的支援を要する被告人のため、障がい特性や病状を踏まえて、将来再犯しないために必要な支援について記載された書類のこと。

※13 情状証人 公判で、被告人の生活状況等をふまえ、更生に向けてどのように支援していくのか等について証言等をする人。



今回のケースで協力を求めた高齢者福祉の関係者は、普段は仕事として裁判に関わることなんて馴染みがないというか、想定していなかったんだろうね。

障がい者福祉の分野では、「触法障がい者」という概念があるように、支援の一環として更生支援計画の作成や情状証人の対応など、被疑者支援も広がりつつあるけど、高齢者福祉の分野ではまだ一般的なことではないんだ。

「裁判の証拠になる」と言われると責任重大だし、普段業務で関わりがない支援者にとって、躊躇する気持ちもわかるよね。

でも、Fさんと信頼関係がある支援者が裁判に関わることで、Fさんの安心感や更生しようとする意欲につながることを期待できるよね。

今後、入口支援の取組みが広がっていくと、障がい者福祉の分野だけでなく、高齢者、生活困窮者支援など、いろいろな福祉サービスの提供者に今回のような協力依頼があると思うんだ。

いきなり「お願いします！」と言っても今回のように対応は難しいだろうから、被疑者支援の実績を重ねながら、地道に理解を得ていく必要があるだろうね。

幸いこのケースでは、本人が釈放された後、すぐにまた、以前のようなサービスが受けられることになったからよかったけど、実は最近、また、迷惑電話をかけていたことがわかったんだ。

その後はすぐに支援者間で問題が共有できて、ケアマネージャーは、精神科の受診や見守りができる施設入所も考えていくと話していたよ。

本人と支援者の双方が、日頃から問題意識を共有しておくことは、効果がありそうですね。



【事例の振り返り】

今回の事例は、身寄りのない一人暮らしの高齢者の事例です。

警察官が厳しく注意しても迷惑電話が改善されず、偽計業務妨害で逮捕に至っています。起訴後、国選弁護人からの依頼により、立ち直りサポートセンターが公判段階における支援（本人を支援している機関への更生支援計画書の作成や情状証人等としての協力依頼）や、釈放後の支援（福祉サービスの利用調整等）を行った事例です。

【支援における留意事項】

それまで地域において問題なく生活を送っていた人が、事件を起こした場合、その背景を十分評価（アセスメント）することが重要です。今回の事例では、それまで単身で生活を送っていたFさんがなぜ事件を起こすまでに至ったのか、その背景を知ることが大切になってきます。逮捕されたのは今回が初めてですが、以前から同様のことを長年繰り返していたのか、最近、突如起こったことなのかによって、支援の方向性は異なってきます。

Fさんは介護サービスを利用していましたが、サービスの利用中には問題となる言動などは見受けられなかったとの事です。しかし、数年前から「ごみ屋敷が疑われる」と近隣住民による通報があっているという情報から、それまでと比べて何か変化がなかったかなど評価することも大変重要です。近年では「ごみ屋敷」問題と精神疾患の関連性について触れられる例があります。

また今回は、国選弁護人がFさんの今後のことを考え、立ち直りサポートセンターに支援の依頼がありました。Fさんと日頃接してきた福祉サービスの担当者（担当ケアマネージャーや介護サービス事業所の担当者）ではなく、立ち直りサポートセンターに依頼しているのは、弁護人が逮捕されるまでのFさんの支援状況を把握できていなかったためと思われる。

在宅で介護サービスを利用している人など、外見だけでは援護が必要な状態であることがわからない人は本人が逮捕時に自ら話をしなければ、弁護人はその情報を得ることができません。本人が話したがる場合もありますが、適切な支援を行うために必要であることを丁寧に説明し、事件前に関わっていた関係者の情報を早期に確認することが重要です。

それにより、支援計画策定のための評価（アセスメント）を正確かつ速やかに行うことができるとともに、評価を糸口にFさんが事件を起こした背景を探ることもできます。

この事例では、「Fさんがいつ自宅に戻るかわからないから、ケア会議はできない」という場面がありましたが、福祉サービスの担当者が早期に弁護人と連携を図り、判決までのスケジュールや見立てなどを伝えることができれば、具体的に支援を再開するタイミングがイメージできるようになり、ケア会議の開催につなげることも可能になると考えられます。

また、弁護人による執行猶予の見立てに基づき、早期にケア会議を開催することができれば、Fさんにとって立ち直りに向けた動機付けになるとともに、執行猶予となった後に福祉サービスを速やかに再開でき、再犯リスクを抑えることにもつながります。

今後、入口支援の取組みが広がっていくと、高齢者、障がい者、生活困窮者支援など、様々な分野の福祉サービスの提供者に公判段階における支援依頼がなされることが想定されます。福祉サービスの提供者にとっては、馴染みがなく、戸惑うことが想定されますが、被疑者支援の実績を重ねながら、地道に理解を得ていくことが求められます。

CASE 7

薬物依存の男性に対して
行った、断薬のための
支援事例

CASE 【障がい】【依存症】／大麻取締法違反

7

若年時からのアルコール依存を背景に、失業を契機に大麻常習に至った40代男性Gさんに対する断薬のための支援事例



生活歴や事件の背景、概要など

Gさんは中学卒業後から働いていたが、家庭環境が不安定であったことから精神的に安定せず、転職を繰り返していた。アルコール依存となり、精神科の入院歴もある。

成人後は、交際相手の支えもあり、同一の仕事を続けていたが、会社が経営難となり、解雇された。

失業したことがストレスとなり、大麻を使用しはじめたが、就職活動が長期化するうちに常習するに至り、大麻取締法違反で逮捕された。



立ち直りサポートセンターの支援（弁護士ルート）

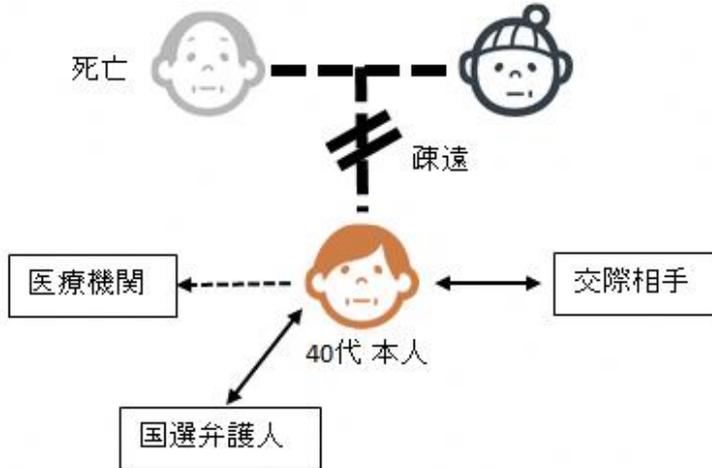
- ✓ 逮捕後、交際相手から薬物依存から回復するよう促されたことで、Gさんに心情変化があり、国選弁護人に「大麻をやめたい」と訴える。
- ✓ 弁護人は薬物依存症者に対する支援の経験が無かったため、立ち直りサポートセンターに支援の依頼があった。
- ✓ 留置されている警察署でGさんに面会した際に、薬物の当事者団体から支援を受けることについて意向を確認したところ、承諾をされた。
- ✓ 本人が拘置所へ移ったのち、薬物等の依存症リハビリテーション施設を運営する当事者団体のスタッフに面会してもらった。弁護人や立ち直りサポートセンタースタッフとの面会では、やや興奮気味で、落ち着かない様子だったが、当事者団体のスタッフの話には落ち着いて耳を傾けていたことが印象的だった。
- ✓ 公判では、交際相手や当事者団体のスタッフに情状証人にも立ってもらい、判決では、懲役1年6月、執行猶予3年間（保護観察付）（※14）となった。
- ✓ 釈放後、すぐに当事者団体によるカウンセリングやリハビリなどの支援を開始したことで、体調の回復に専念できている。就職活動の再開に向けて、協力雇用主の情報を提供し、職場見学、職場体験を行うことを検討している。
- ✓ 立ち直りサポートセンターとしては、直接的な支援というより、本人のニーズに沿った社会資源の調整、当事者団体へのコーディネートを行った。

※14 保護観察付執行猶予 裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され、保護観察に付されること

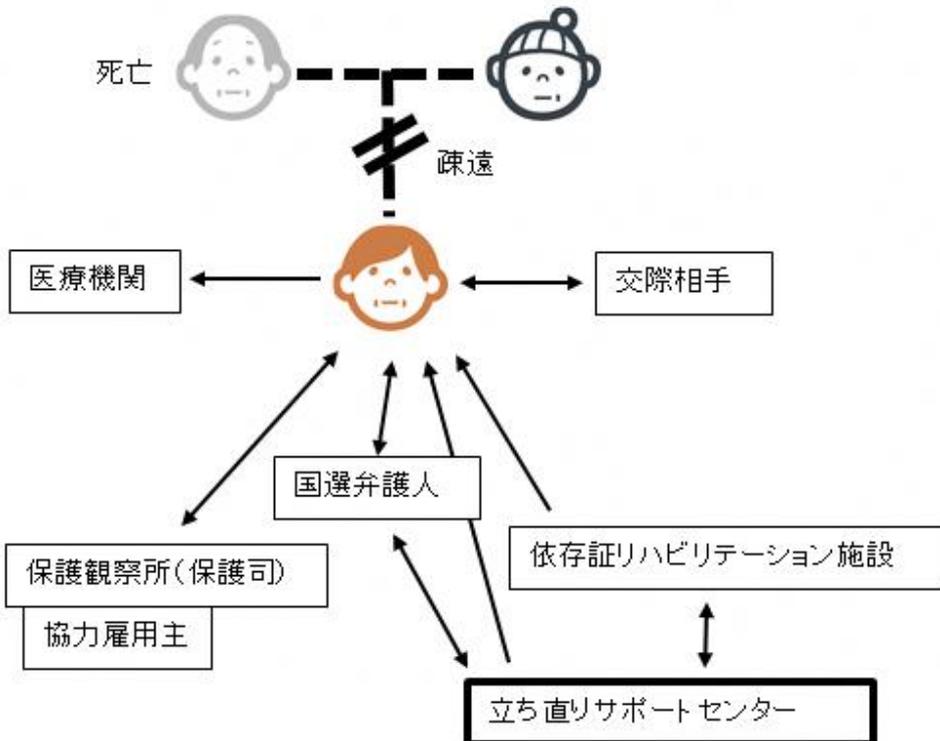


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



薬物をやめたい人を支援する施設があるんですよね！聞いたことがあります。



そうそう、薬物をやめることは難しいと言われているし、依存症に対応できる医療機関は限られていることから、依存症者のリハビリテーション施設がある当事者の支援団体に協力をお願いすることがあるんだよ。

そこには当事者のスタッフがいる、アルコールや薬物、ギャンブルなどの「依存症」から回復したいと思う人の力になりたいという使命を持っているスタッフが多くいるんだ。

薬物などの「依存症」は病気と聞いたことがあるけど、なかなかやめることは難しいんですよね。



そうだね。「依存症」は病気という認識はとても大事だよ。病気であると本人や周囲の人が認めることで治療につながるし、治療と並行しながらの生活支援が可能になってくるから、支援の内容が効果的なものになるよ。

生活支援には、当事者団体が運営するリハビリテーション施設を活用してるんだよ。共に薬物をやめる仲間を作り、何でも話せる場を作っていくことが依存症からの回復にとっても有効だと言われているからね。

今回、Gさん本人が「薬をやめたい。」って思えるようになったのは、交際相手の役割が大きいよね。





そうだね。本人だけでは薬をやめたい気持ちになることは難しいから、身近な人がキーパーソンになって心情変化の大きなきっかけをつくることができたケースだね。



ところで、弁護士と聞くとなんでも知っているイメージがあるけど・・・



国選弁護人は幅広い事件を担当することになるから、必ずしも得意な分野の事件を担当するわけじゃないんだ。
薬物をはじめ、依存症のある人の支援は医療・福祉の専門家との連携が重要になるけど、弁護士が全てを丸抱えするより、連携先を探ることは再犯を防ぐために重要なことだと思うよ。



いやいや、薬物依存の難しいところは、リハビリを受けていても、誘惑を断ち切ってリハビリを続けていくことなんだ。
慣れてくると、「自分はもう大丈夫」とか、「仕事が忙しい」とか、理由を見つけてリハビリをやめてしまいがちなんだ。

当事者団体のリハビリにつながられたから、一件落着かな。



ここからが勝負ってことかな。



そうだね。身近にいてくれる交際相手、当事者団体のリハビリテーション施設のスタッフなど、色々な人と関わり続けることで、断薬のモチベーションを保つことが大事だね。

【事例の振り返り】

失業を契機に大麻常習に至ったGさんを、依存症リハビリテーション施設につなげた事例です。

これまでGさんは、精神科への入院歴もありますが、交際相手の支えがあり、かろうじて安定した生活を送ることができていました。しかし、失業したことから、大麻利用に至り、再就職が困難になるという悪循環に陥っていました。

事件化したことをきっかけに、断薬に向けた動機付け、支援につなぐことができた事例です。この事例では、依存症リハビリテーション施設の職員が公判段階からGさんに関わることができたため、判決が確定した後、スムーズにリハビリを開始することができました

【支援における留意点】

この事例では、Gさんが起訴された後、国選弁護人が立ち直りサポートセンターに支援を依頼しました。

依存症は「否認の病気」と言われます。この「否認」には2つの意味があり、一つは「自分が依存症であること」を否認する、そしてもう一つは「依存症である自分」を否認することです。このような傾向から、特に深刻な依存症に悩んでいる当事者の人には、福祉サービスの利用調整を図る中で、心情に寄り添いながら、自分をさらけ出すことを促していくことも大切です。

逮捕直後のGさんは、誰かからの関わりは欲しいと思う気持ちと、依存症という病気に対しては否認するような、自分で何とかやれるという気持ちのアンビバレントな心情（ひとつのものごとに対して、相反する感情を同時に持つ様子）がありました。しかし、交際相手の「立ち直ってほしい」という思いがGさんに伝わったことでGさんの心情変化が生まれ、弁護人がその変化をくみ取り、立ち直りサポートセンターに支援の依頼を行ったことで支援の流れをつくることができました。

公判の段階において、依存症リハビリテーション施設が支援に入り、判決後すぐに「依存症」に対する治療を開始するということになりました。依存症リハビリテーション施設は、当事者のスタッフがいることから、問題を抱えるGさんの一番の理解者であるという立場をとりながら、精神科病院等との連携、障害者手帳の交付、福祉サービスの利用調整といった支援を行うことが可能です。

「依存症」については、その生きづらさを本人や周囲の人が気づくことが難しいといわれます。気づいた時には深刻な状況に陥っていることも少なくありません。また身近な家族などは、依存症者に必要とされることに自らの存在価値を見だし、その関係を維持しようとする「共依存」に陥る場合も少なくありません。そのことがかえって事態を深刻にする場合もありますので、少しでも気になることがあった場合など、まずは早期に身近な専門の医療機関など相談することが必要です。

この事例は、保護観察付きの執行猶予となりました。指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる保護観察付執行猶予者には、保護観察所による薬物再乱用防止プログラムの対象になる場合があります。定期的な検査や認知行動療法による薬物離脱プログラムの実施などが一定期間なされます。また家族会の開催など家族等に対する支援、いわゆる「支援者支援」に取り組む団体もありますので、こうした情報を収集し、支援計画を検討することは、支援の輪を広げる有効な手段と考えます。

再犯防止・
社会復帰支援
Q & A

Q 1 再犯防止が重要といわれますが、再犯をする人はそんなに多いのですか？

A 我が国の刑法犯検挙人員は、近年、減少傾向が続いていますが、初犯者の人員が再犯者の人員の減少を上回るペースで減少し続けているため、再犯者率（犯罪により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるかを見る指標）は上昇し続け、令和元年には過去最高の48.8%となっています。これは検挙人員の2人に1人が再犯者であるということです。

また、全犯罪者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われているとの調査結果もあります（平成19年犯罪白書で報告された昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した人のうち、100万人を無作為に抽出し、これらの対象者の傾向等について調査分析を行ったもの）。

そこで、この「3割に当たる再犯者」が再び犯罪を行うことがなくなれば、「約6割の犯罪」がなくなることになり、犯罪発生件数が大幅に減少することが見込まれます。これはすなわち、国民が安全で安心して暮らしていくことができる社会の実現につながります。

このため、再犯防止対策を充実し実践していくことを目的として、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（「再犯防止推進法」）が公布、施行されました。今後、この法律の下で、国及び都道府県、福祉、医療、保健などの各種サービスの利用を決定する市町村が主体となって、地域社会で生活する刑務所出所者等に対する再犯防止及び改善更生のための支援が行われることとなります。

刑務所出所者等が更生し、社会の一員として安定した生活をするためには、社会の「偏見」や「排除」をなくし、地域全体で支援していくことが不可欠なのです。

Q 2 再犯する確率が高いのはなぜでしょうか。刑務所で社会復帰のための支援はされていないのですか？

A 刑務所では、受刑者が社会復帰後に再び犯罪をすることのないよう、罪の償いとともに改善更生意欲を高めること、社会生活の基盤となる住居や就労を確保することなどの支援が行われています。そうした支援にもかかわらず、新受刑者中の再入者率は、令和元年では58.3%となっており、6割近くが再犯をしている状況となっています。

このことから、再犯防止の対策を充実させる必要があることがわかります。

Q3 再犯防止になぜ福祉の支援が必要なのでしょう？

A 犯罪者や非行少年の中には、貧困、疾病、障がい、し癖（薬物、アルコール、ギャンブル等）、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人たちが少なくありません。

こうした生きづらさを抱える犯罪者や非行少年の課題を解決・緩和し、再犯・再非行を防止するためには、働く場や住居の確保、保健医療、福祉等のサービスの利用が不可欠となります。

しかしながら、これらの社会制度についての知識が乏しく、対人関係を形成するための十分な能力を身に付けていない人などにとっては、自らが必要とする福祉サービス等の利用に至ることが容易ではないことから、必要なサービスのコーディネートを行い、利用につなげる支援が必要です。

Q4 福祉の支援を受ければ再犯が防止できるのですか？

A 再犯に至る背景にはいくつか理由があると思いますが、その中には「障がい者」や「高齢者」または「生活困窮」等による生活課題が存在するといわれています。例えば障がい者や高齢者で福祉サービスが利用できるものの、利用できないまま罪を犯す人、また生活困窮状態を回避する方法として事件を犯さざるを得なかった人などです。

福祉の支援を受ければ、必ず再犯が防げるというものではありませんが、福祉の支援を受けることにより生活が安定し、その結果、再犯をしないという効果は期待できると考えます。

Q6 支援することでむしろ「元犯罪者」というレッテルを貼る事になるのでは？

A 再犯防止に関する支援を受けることで、社会から「犯罪者」として認識されてしまうケースはあります。このため、支援を行う場合は、本人の意思を確認すること、また関係者、関係機関には守秘義務の徹底を図ることが必要です。

支援する側は「犯罪」を理由に支援するのではなく、何らかの福祉サービスの利用が「必要な人」としての支援を行うとともに、支援においてはラベリング（レッテルを貼る）につながらないよう最大限の注意を払うことが求められます。

Q7 出所した人が相談できる場所はどんなところがありますか？

A 矯正施設を出所した人の主な相談先は、保護観察所となります。

なお、高齢や障がい等により何らかの福祉的な支援や、必要な福祉サービスの手続きに関する情報が必要な場合、福岡県では平成22年より「地域生活定着支援センター」を設置しており、ここでは主に矯正施設の出所者、または被疑者・被告人段階における関係者からの相談、必要な支援を行っています。

この他、相談内容によっては、法テラスなどの公的機関や民間の相談機関などもあります。保護観察所や地域生活定着支援センター等にお尋ねいただき、対応可能な相談先について情報提供を受けることも可能です。

Q8 検察庁でも罪を犯した人の支援をしているようですが、どのような支援をするのですか？

A 検察庁では、犯罪被害者及び遺族等に対する効果的な保護・支援を実施するほか、再犯の防止や罪を犯した人の円滑な社会復帰・更生等に向けた各種施策を実施しています。

平成29年12月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」基本方針においては、「犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする」こととされました。

特に、検察庁において不起訴処分となった人や罰金刑に処せられた人など刑務所に入ることなく釈放される人については、刑務所入所者とは異なり、再犯防止に向けた支援が十分に行われないうまま社会復帰することが多いため、生活困窮や、社会生活にうまく馴染めないなどの理由から、再犯に及ぶ人も少なくないという現状があります。

これらの人について、支援が必要か否かを検討し、必要であれば福祉の支援機関等へつなぐことは再犯防止を図る上で大変重要であることから、検察庁の支援対象者となっています。

Q9 保護観察所ってなにをするところですか？

A 保護観察所は各地方裁判所の管轄区域ごとに全国で50か所設置されており、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中

の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などを行うとともに、被害者等の心情などを伝達し、被害の実情を直視させて、反省や悔悟の情を促すことも行っています。

刑務所などの矯正施設が「施設内処遇（指導や援助を行い、改善更生を目指すこと）」を行うのに対して、保護観察所は主に「社会内処遇」を担う機関になります。

刑務所や少年院を満期釈放になるなど、刑事上の手続きによる身体の拘束を解かれた者に対して、必要に応じて住むところや食事の支援を行うことができる「更生緊急保護」を実施するなど、釈放後に立ち直りに適した生活環境を整えるための支援も実施しています。

Q 1 0 更生緊急保護って何ですか？またどんな支援が受けられるのですか？

A 刑務所や少年院の出所者、起訴猶予者など、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた人に対して、保護観察所の長がとる特別な保護、援助の制度です。

親族からの援助や生活保護などの福祉制度による保護が受けられない場合、またはこうした援助や保護だけでは、改善更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき行われます。更生緊急保護は原則として釈放後6か月間以内となっており、必要と認められる場合は更に6か月以内の範囲で延長が可能です。

実施される保護の内容は、①宿泊場所の供与、②食事や衣料の給与、③帰宅旅費の給・貸与、④生活援助等のための金品の給・貸与、⑤住居等の援助、⑥医療・療養の援助、⑦就労の援助、⑧教養訓練の援助、⑨社会生活適応に必要な生活指導、⑩生活環境の改善・調整、⑪健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置とされています。

Q 1 1 更生保護施設ってどんなところですか？

A 社会に頼る人がいない、生活環境が整っていないなど理由で、すぐに自立更生をすることが難しい刑務所出所者等を、一定期間保護して円滑な社会復帰を助け、再犯を防止することを目的とした施設です。

更生保護施設では、入所者に宿泊場所や食事の提供をするとともに、更生を果たすために必要な指導や援助を行い、その再出発を支えています。更生保護施設では、入所者が自立の準備に専念できる生活基盤の提供、日常の生活指導や入所者が地域社会の一員として円滑に社会復帰するための指導、入

所者ができるだけ早く一人立ち（自立）を果たして退所した後も自立した生活を維持していけるように必要な指導や援助等を行っています。

また、更生保護施設入所者が飲酒や薬物の問題など、社会生活上の問題を抱えている場合には、入所者がこうした問題を解決して社会生活に適応するための専門的な処遇も行っています。

この他、自立準備ホームといった施策（緊急的住居確保・自立支援対策）もあり、更生保護施設と同様の支援を受けることができます。自立準備ホームには社会福祉法人やNPO法人等が管理する施設の空き部屋等を活用するのが一般的です。

Q 1 2 刑務所（矯正施設）では社会復帰の支援を行っていないのですか？

A 刑務所は、刑の執行を通じて矯正処遇を行い、受刑者の改善更生及び社会復帰を図ることが主な業務となっています。受刑者の社会復帰に当たっては、出所後再び犯罪を行うことがないように、受刑中に、「作業」、「改善指導」、「教科指導」の三つの矯正処遇が行われています。このうち、「改善指導」には、一般改善指導と特別改善指導があり、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の六つがあります。いずれも犯罪原因を除去することを目的とした指導です。

上記の三つの矯正処遇は、いずれも全受刑者に対する“社会復帰のための支援”ですが、このほかにも、高齢受刑者や障がい受刑者のうち、適当な帰住予定地のない者に対しては、「特別調整」として、出所後速やかに適切な介護、医療等のサービスを受けられるよう福祉的な支援が行われています。

Q 1 3 地域生活定着支援センターとは何ですか？またどんな支援をしてくれるのですか？

A 高齢または障がいにより自立が困難な人を、刑務所等の矯正施設から出所後すぐに福祉サービス等につなげ、地域の中で安心して暮らせるよう支援する機関です。保護観察所との連携、福祉施設等の関係機関へのコーディネート業務や、相談業務を行っており、各都道府県に1か所ずつ（北海道は2か所）に設置されています。

具体的には保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設に在所している人を対象に福祉サービス等のニーズの確認を行い、帰住予定地の地域生活定着支

援センターとの連絡調整、帰住予定地における受入先施設のあっせん、福祉サービス等の申請支援等を行うコーディネート業務及びそのフォローアップ業務を行っています。

Q 1 4 立ち直りサポートセンターとは何ですか？

A 福岡県は平成31年3月に「福岡県再犯防止推進計画」を策定し、その内容をより具体的に進めるため、国（法務省）の地域再犯防止推進モデル事業を受託しました。

モデル事業の目的は起訴猶予者、執行猶予者等に対する地域への定着に至る継続的な支援方策の検討・実践と支援対象者の特性に応じたマニュアルの作成、地域における再犯防止支援ネットワークの構築であり、その取組みの一つとして「福岡県立ち直りサポートセンター」を設置しました。

同センターは、①福岡地方検察庁において実施する「入口支援」の対象者等、②薬物事犯の初犯者で執行猶予判決を受けた者のうち、福岡県事業（薬物再乱用対策推進事業）により支援を受けている者、③性犯罪加害者のうち、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民を守るための条例」の支援対象と想定される者、④その他の起訴猶予者等のうち、本事業の支援を必要とする者を対象に、社会復帰に向け、個別支援計画書を作成し、それに基づき支援を行う相談機関です。

福岡県ではモデル事業終了後も、引き続き、この事業に取り組みます。

Q 1 5 なぜ更生保護において就労（就職）を支援するのですか？

A 更生保護は、犯罪や非行をした人たちに対し、立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動です。こうした活動の中で、再犯防止には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、特に就労支援に重点が置かれています。現に、刑務所に再び入所した者のうちの約7割が、再犯時に無職であった者となっており、また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。このように更生保護の目的を実現する上で、就労の有無と再犯率とは密接に関係しており、就労支援の取組みは大きな課題の一つです。

Q 1 6 社会福祉の分野での就労の斡旋はしないんですか？

A 社会福祉の分野においても、就労支援に向けた取組みはあります。例えば障がい者を有する人の場合には、障がい者生活・就労支援センターや障がいサービス事業所の中に就職に向けた取組みを行っているところがあります。

また、県や市が実施する生活困窮者自立支援事業の「自立相談支援機関」では、生活困窮者を対象に就労に向けた支援を行っています。

このほか、刑務所出所者など、矯正施設退所者については、ハローワークにおける専門窓口も設置されています。

Q 1 7 出所したばかりで仕事が出来ないのですが（相談できる場所がありますか？）

A 法務省と厚生労働省では、平成18年度から「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、刑務所、保護観察所、ハローワークが連携し、矯正施設に在所中から職業訓練や職業相談、適性検査などの就労支援を行っています。このため、まずはハローワークで就職先を探すことが一般的です。

また、更生保護に理解のある「協力雇用主」を募り、出所者の採用を働きかける取組みがなされていますので、矯正施設や保護観察所などに相談してください。

このほか法務少年支援センター（少年鑑別所）でも就労支援を行っています。同センターでは、心理相談や問題行動の分析を行っており、そうした専門的な見地から、協力雇用主に対し、従業員への接し方などの助言を行っています。また、従業員からの相談にも応じており、「集中力が続かない。」「周りとうまくやれない。」などの悩みについて助言したり、自分の仕事の適性や性格等を理解したいという刑務所出所者等の要望に応じて、適性検査や心理検査等を行っています。

Q 1 8 法務少年支援センターって何ですか？少年じゃないと利用できないのですか？

A 法務少年支援センターは、非行・犯罪の問題や思春期の少年たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、少年や保護者などからの相談に応じて情報の提供・助言等を行っているほか、地域における非行犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

依頼に応じて、「能力・性格の調査」「問題行動の分析や指導方法等の提案」「ご本人やご家族に対する心理相談」「事例検討会（ケース会議）等への参加」「研修・講演」「法教育授業等」などを行います。

センターへの相談は少年だけでなく、成人でもできるようになっています。

Q 1 9 生活保護を申請したいのですが、住所がなくても申請は出来るのでしょうか？

A 生活保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められます。

居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいいますが、定まった現住所がなく、居住地のない場合でも、生活保護の申請は可能です。

住所地（住民登録）要件はありませんので、最寄りの福祉事務所に相談及び申請してください。

Q 2 0 生活保護以外に収入を得る手段はありますか？

A 生活保護以外の現金給付としては、社会手当があります。

社会手当は国が定める支給要件を満たせば、保険料などを納めていなくても受け取ることができるもので、特別障害手当、障害児福祉手当、児童手当、児童扶養手当などがあります。手当の内容によって窓口が異なりますので、事前に福岡県や市町村のホームページ等で確認してください。

また、給付ではありませんが、低所得者世帯や障がい者、高齢者、失業者世帯などを対象に低利子または無利子で、生活に必要な資金を貸し付ける生活福祉資金貸付制度があります。これは市町村社会福祉協議会で相談や申請を受け付けています。

このほか、高齢者には公的年金制度の受給が考えられます。公的年金制度は国民年金、厚生年金、共済年金など働き方によって制度が異なること、また受給要件を満たしていないことも想定されることから、受給の検討に当たっては最寄りの年金事務所に相談してください。

Q 2 1 罪を犯した人の支援より、犯罪被害者の支援が重要ではないのですか？

A 加害者の支援を実施することにより、再犯を防止することは地域の安全・安心につながり、犯罪の被害者も加害者も生じさせないことにつながります。このため、加害者支援は被害者支援と同様に重要であると考えます。

なお、被害者及び被害者家族への支援については、福岡県では「福岡犯罪被

害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置し、電話相談、面接・カウンセリング、病院・警察・裁判所等への付添い支援などの総合的な支援を行っております。

Q 2 2 法テラスって何ですか？お金がありませんが、相談できますか？

A 法テラスとは「日本司法支援センター」の通称であり、国が設立した法律支援団体のことです。法テラスでは、経済的に余裕のない人が法的なトラブルにあった場合に、無料の法律相談（同一案件について三回まで）を受け付けます。その後、必要に応じ、要件の審査を経た後、民事、家事、行政事件の弁護士・司法書士費用などを立て替えます。生活保護を受けている人などは、費用の返済が猶予されたり、返還が免除されたりすることもあります。

Q 2 3 支援している人が逮捕されましたが、状況がわかりません。そのような状況の時、どのような関わりが出来ますか？当番弁護士制度ってなんですか？

A 当番弁護士の制度を利用できます。当番弁護士は、成人・未成年のいずれであっても、身柄拘束された本人のために、出勤依頼後すみやかに逮捕された人がいる警察署等に出動し、警察官の立会なしに、本人と面会し、その人の言い分を聞いたり、その人の権利やこれからの手続などについて説明したりします。当番弁護士は1回まで無料です。なお、当番弁護士は、依頼した支援者に対しても、身柄拘束された本人の承諾を得てお話しします。

当番弁護士の要請先は、下記のとおりです。

- 福岡地区 092-733-0333
- 北九州地区 093-583-3800
- 筑後地区 0942-32-2719
- 筑豊地区 0948-28-7555

再犯防止と福祉
の領域の接点に
関するコラム

「再犯防止」と「包括的な支援体制」

福岡県立大学 村山浩一郎

近年、社会福祉の分野では、「地域共生社会」の実現という理念のもと、令和2年6月に社会福祉法が改正され、分野や属性を問わない「包括的な支援体制」を整備する市町村の責務が規定されました。社会的孤立、制度の狭間、複合的な課題など、既存の福祉制度だけでは対応が難しい地域生活課題に地域全体で向き合っていくことが求められています。

本書を読むと、このような「包括的な支援体制」と再犯防止が密接に関連していることがわかります。

第一に、対象者像の重なりがあることです。本書の第2章のモデル事例では、ホームレス状態が長期化しているケースや、いわゆる8050問題や多問題家族など世帯全体を視野に入れた包括的な支援が必要なケース等が紹介されています。犯罪の背後には、こうした「生きづらさ」の背景要因があり、そこに着目すれば、再犯防止の取組の対象者像と「包括的な支援体制」のそれが重なっていることがわかります。

第二に、再犯防止の「入口支援」を強化するためには、各市町村における「包括的な支援体制」の構築を通して、「地域社会のあらゆる支援機関、社会資源が長期的な関わりを持っていくこと」（第1章 p4）が重要になると考えられる点です。

一般に再犯防止の取組と聞くと、刑務所からの出所者や矯正施設等を釈放された人に対する「出口支援」の印象が強く、その仕組みづくりは広域的なものがイメージされがちですが、検察庁が受理した事件総数の98%以上が不起訴・罰金、執行猶予判決などとなり、実刑にならずに地域社会へ戻っています。今後は、そうした人々が地域の一員となることを支援する「入口支援」のイメージをしっかりとつことが大事です。

刑事司法領域における福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）について

西南女学院大学 教授 今村浩司

（一社 福岡県精神保健福祉士協会 副会長）

刑事司法の分野において、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉専門職の活動領域が広がりつつあります。

令和2年版の犯罪白書によると、刑務所等の刑事施設において福祉的支援を必要とする者に対応するため、58庁に福祉専門官（社会福祉士・精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置しているほか、69庁に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する非常勤職員が配置されています。

平成26年版の犯罪白書によると、当時の福祉専門官配置施設数は12庁でした。その後増配置が進められて、現在の58庁になったということは、それだけ福祉的支援が必要なケースが存在していることが伺えます。

また、司法領域を見回してみると、検察庁では社会福祉専門職（社会福祉アドバイザー）の配置、更生保護施設に福祉専門職のスタッフの配置、さらには、専門職能団体の弁護士会と社会福祉士会等との連携等が進められています。

筆者は●年前に刑事施設における支援に非常勤職員として関わったことがあります。当時と比べると配置人員の規模は格段の差があります。職能団体に身を置く者として、福祉専門職の職域が拡大されることは、喜ばしいことです。

その中において、福祉専門職は嘱託や非常勤、パートという非正規雇用の枠組みでの活用が多い実態があります。より良い支援を行うためには、継続的な人材育成、ノウハウの蓄積の観点から、雇用形態の改善を図るなど、専門職として支える人たちを支える環境づくりも重要と考えます。今後の施策の展開に期待を寄せたいと思います。

虐待防止法と養護者（加害者）支援 福岡県社会福祉士会相談役 稲吉 江美

高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法は、被虐待者の権利侵害の回復とともに、虐待を解消するための養護者への支援の必要性を法律に明記しています。

虐待は、被虐待者自身の要因、虐待者自身の要因、双方の関係性、これまでの生活史、環境等、多様な要因が複雑に絡み合って起きます。虐待対応にかかわる行政や協力機関の最優先課題は虐待を受けている高齢者・障がい者の安心で安全な生活を護ることにありますが、そのためには虐待をしている養護者から分離したり、面会制限を行ったり、被虐待者に成年後見制度の首長申立てをしたりすることができます。

同時に虐待をしている養護者がなぜ虐待に至るのか、その要因を探り、分析して必要な支援をしていくことが求められます。養護者支援とは、虐待を行った養護者を罰することが目的ではなく、養護者の抱える課題に即して、介護負担の軽減、養護者自身が疾病を抱えている場合の医療受診へのつなぎ、その他必要に応じて社会資源（法律相談、専門機関、他制度）につなぎ支援を展開していきます。

しかし、養護者自身が他者の支援を拒否する場合や解決の糸口を見つけ出せず長引く中で、身体への重大な傷害を負わせたり、放置されて衰弱させたり、財産を使い果たしたりして、警察に暴行・傷害罪等で逮捕されるという結果に至る場合もあります。家庭内虐待の加害者として逮捕された養護者に対して、釈放後にその再発を防止するためには、司法関係機関、虐待対応にあたる行政・協力機関、医療・福祉関係機関の一層の連携とチーム支援が重要になります。